

～ラスト・フロンティア～
ミャンマー投資最新動向
投資実績・投資環境・新投資法・新会社法



本間 徹 (Toru Homma / Koe Maung)
前JICA投資振興アドバイザー
ミャンマー計画財務省投資企業管理局 (DICA)
独立行政法人国際協力機構 (JICA)
国際協力専門員 (民間セクター開発)

2017年4月10日

主な内容



1. ミャンマー投資実績動向(近年急増→新政権発足後は?)
 2. ミャンマーへの投資の魅力(優位性、有望投資分野、投資環境整備)
 3. 新投資法(成立済)、同細則(先週成立)、新会社法案(審議中)の概説
 4. JICA投資振興アドバイザー活動概要・JICA投資促進支援
-

3年間の変化・改革進捗

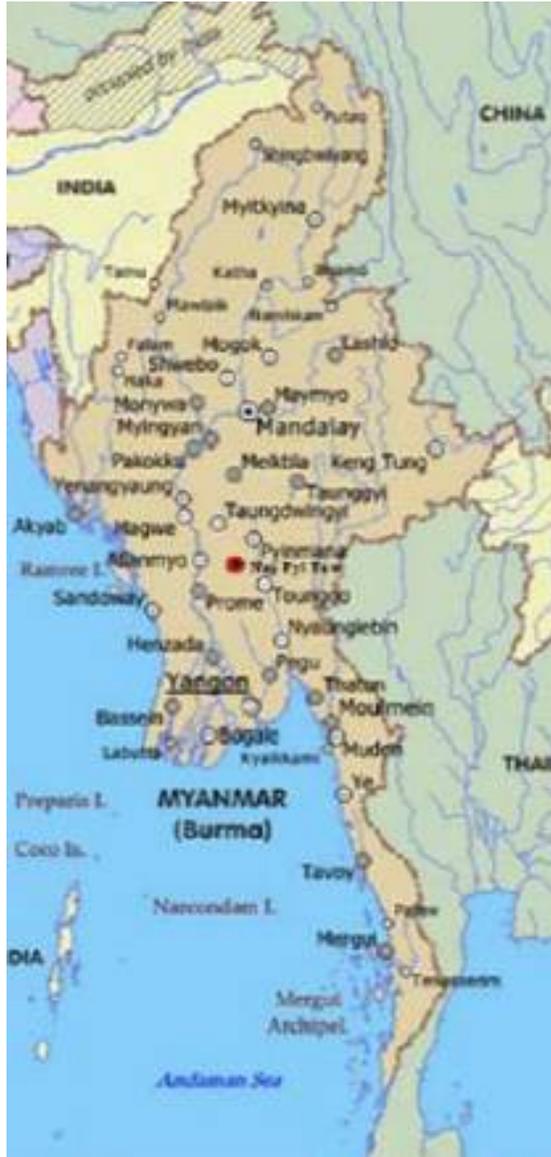
DICA、SEZ、投資実績、日系企業進出、セクター広がり、携帯電話・外資参入・・・

✓ 近年改革が進展、成長軌道に、課題もあるが克服に努力！

✓ まだまだある未開拓のビジネスチャンス！ラスト・フロンティアから更なる飛躍！

✓ 外資歓迎のビジネス法制度整備が進む今、絶好の検討機会！

ミャンマー 基本情報



(出典) MIC/DICA (2015), JICA (2014)等

公式名称:	ミャンマー連邦共和国 The Republic of the Union of Myanmar
首都:	ネピドー(Nay Pyi Taw) 2005年に設立、旧首都はヤンゴン
国家元首:	テイン・チョウ大統領 U Htin Kyaw, President of the Republic of the Union of Myanmar
国土面積:	676,577 km ²
海岸線:	2,832 km
人口:	5,100万人(2014国勢調査の暫定値)
人口増加率:	1.02%
地理:	地理的に東部丘陵地域、中央溪谷地域、西部丘陵地域の3地域
主要河川:	エーヤワディ川(Ayeyarwaddy), シッタウン川(Sittaung), タンルウィン川(Than Lwin), チンドウィン川(Chindwin)
気候:	熱帯気候、夏期(3月~5月)・雨期(6月~10月)・寒期(11月~2月)の3期
現地時間:	日本標準時-2:30、グリニッジ標準(GMT)時+6:30
通貨:	ミャンマー・チャット(Myanmar kyat: MMK)
主要天然資源:	天然ガス、石油、金、翡翠、ルビー等宝石、銅、錫、アンチモン、鉛、亜鉛、銀、チーク材等材木
主要作物:	米、豆類、ゴマ、メイズ、ゴム、果物、野菜

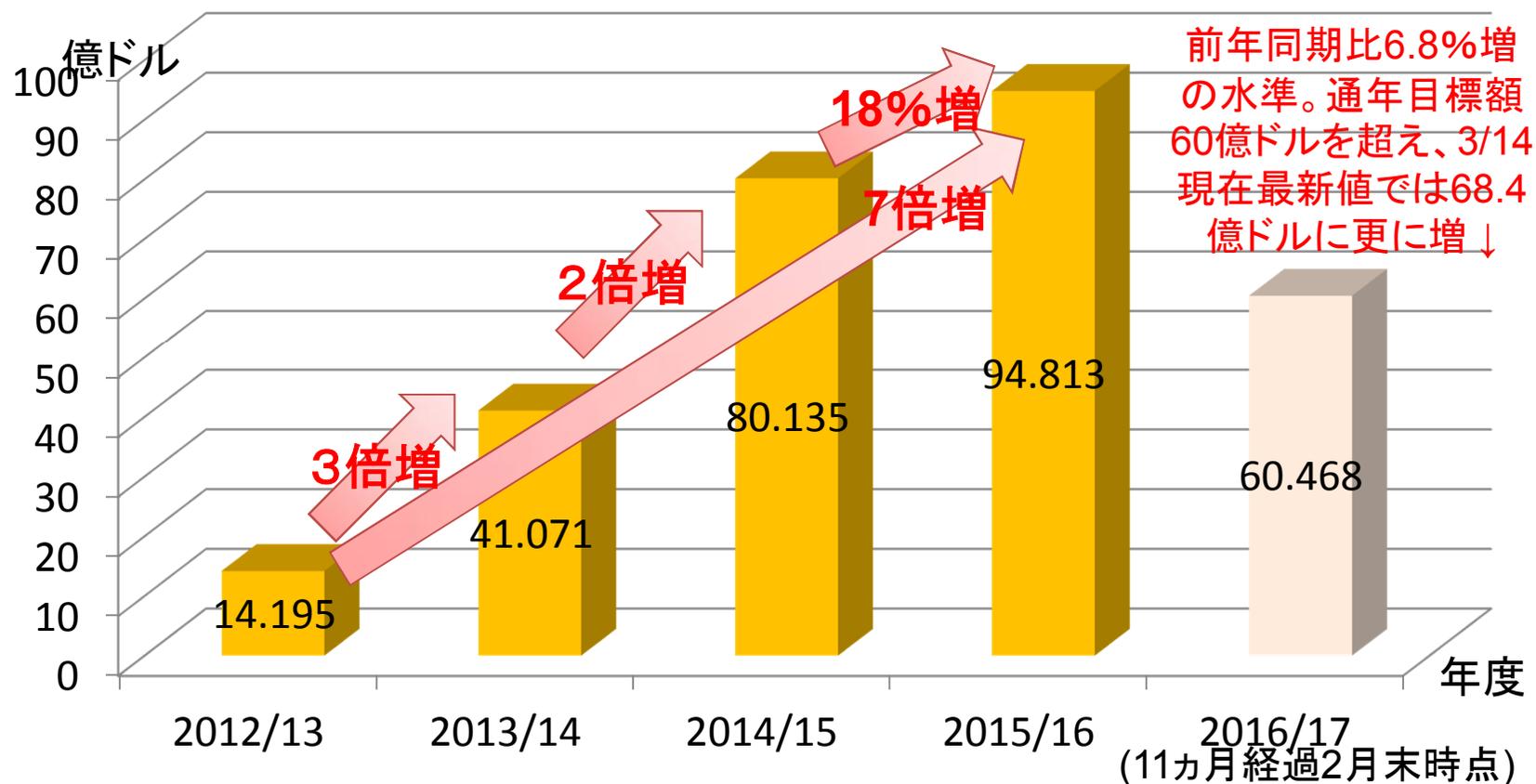


急増してきたミャンマーへの外国投資



直近年度は政権移行当初3か月の出遅れ響くもキャッチアップ

ミャンマーへの外国投資流入額(MIC承認ベース)

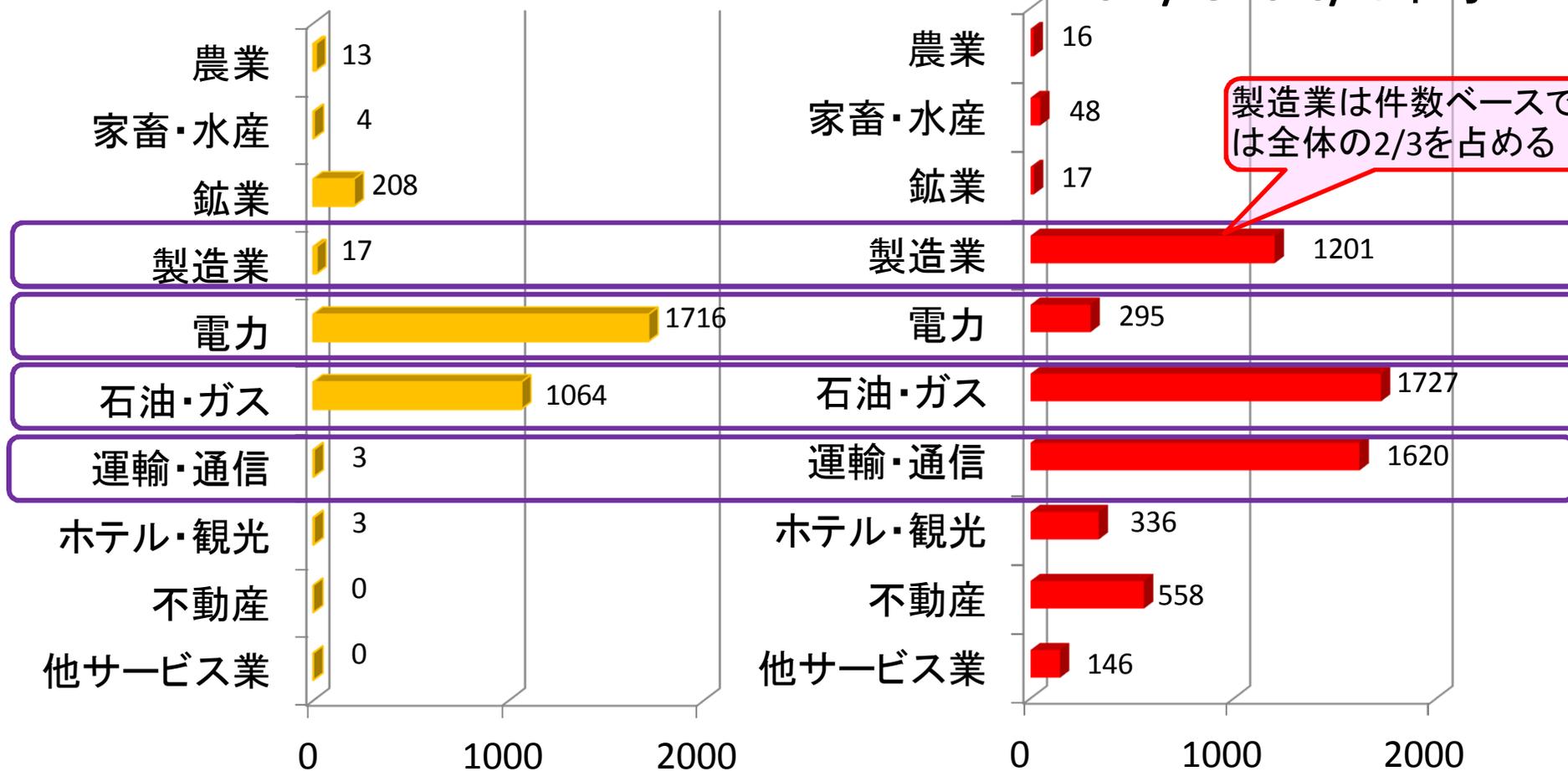


- 2011年に民政移管・外資開放路線に移行して以降、外国投資は飛躍的に伸び、直近の2015年度(15年4月～16年3月)は3年度前と比較して7倍近くの増加。なお、ティラワSEZは含まれない点留意。
- 2015年度は歴史的選挙があったが、目標の60億ドルを大幅に超え95億ドル、18%増を達成。
- 2016年度上半期時点では前年度同期の4割弱と低水準。政権交代でMIC委員の任命が大幅に遅れ、6月末に漸く投資認可再開、3か月弱投資認可0が大きく影響。その後遅れを挽回し前年度同期比6.8%増の水準を確保、今年度目標額60億ドルを超え、3/14現在68.4億ドル。(出典) DICA (2017), 本間加工 4

資源型から製造業・通信等へのシフト・セクター多様化

(単位:百万米ドル) 2001/02-2011/12平均

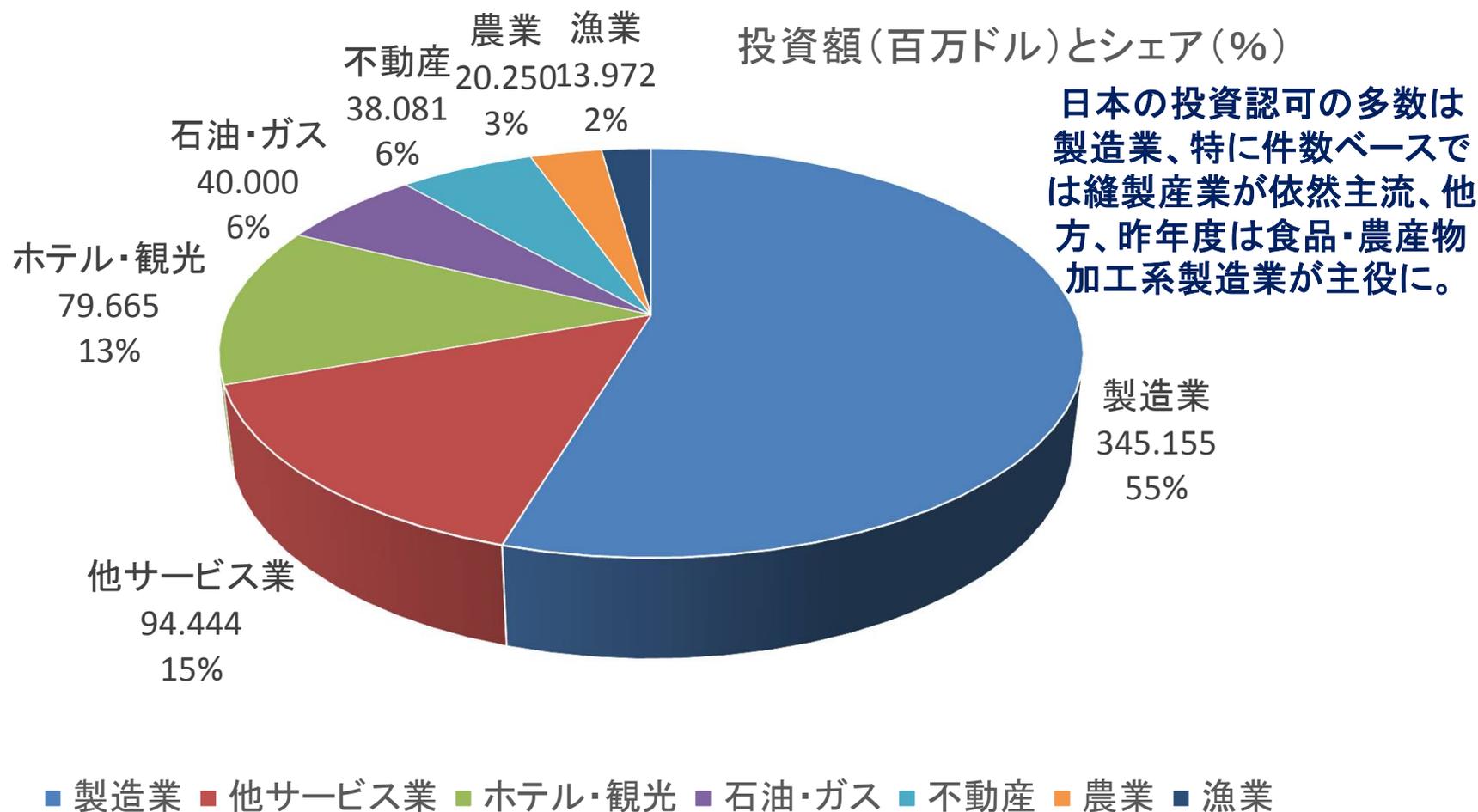
2012/13-2016/17平均



注: 2016/17年度は、2017年1月末現在(16年4月～17年2月までの11か月分)

日本の投資分野 製造業中心

(実績: MIC認可ベース 2016年3月末現在)



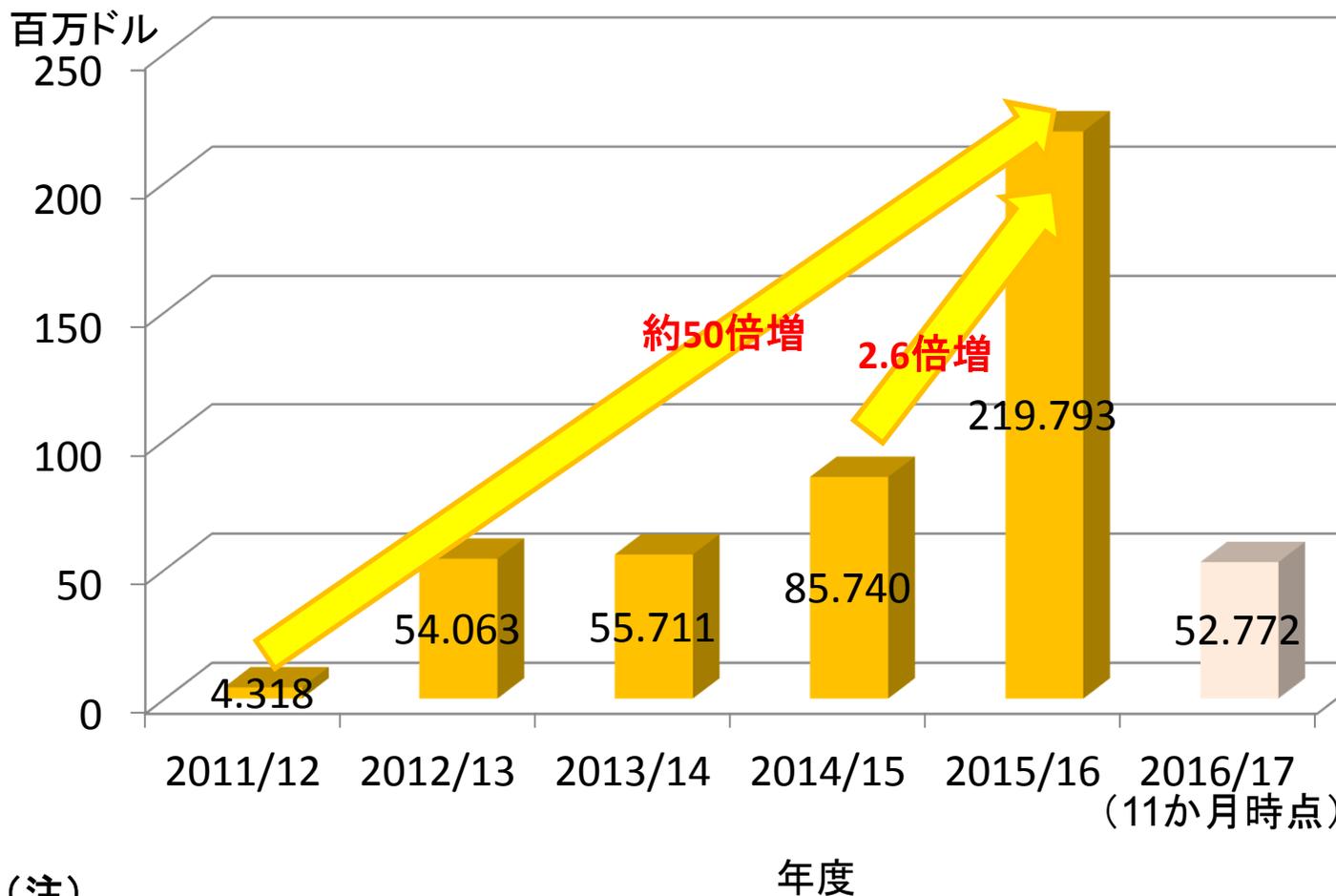
(出典) DICA (2016)



急増してきた日本からミャンマーへの投資



日本からミャンマーへの投資額 (MIC承認ベース)



日本は、投資額ベースで昨年度国別順位第8位だが、件数ベースだと第3位になる。これに、第三国経由の日系投資やティラワSEZへの投資を含めると相当の位置を占める。

日本の投資の多数は製造業(昨年度は全体の2/3)、特に件数ベースでは縫製産業が依然主流、他方、昨年度は食品・農産物加工系製造業が主役に。様々な地方への投資進出傾向もみられる

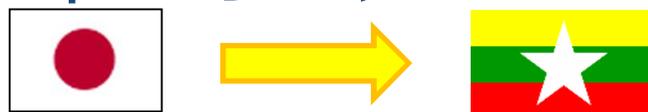
今年度は政権移行で他国と同様に出遅れも、水面下では大型案件も控える

(注)

- ・ シンガポール等の第三国経由での日本の投資は統計上含まれていない
- ・ 外国投資法に基づく投資額のため、経済特区法に基づくティラワSEZへの投資は含まれていない

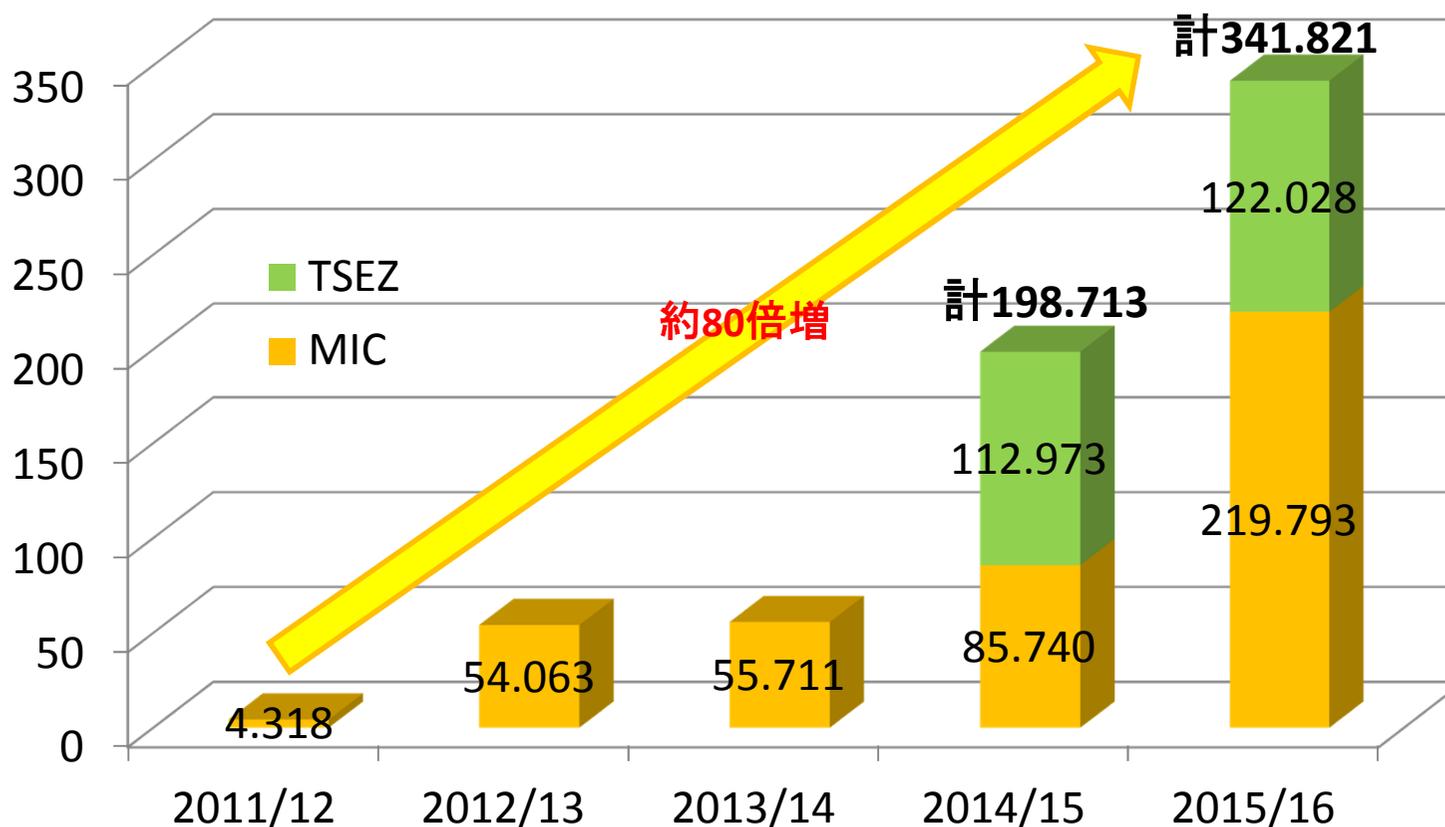


急増する日本からミャンマーへの投資(2)



日本からミャンマーへの投資額 (MIC承認ベース+ティラワSEZ承認ベース)

百万ドル



ティラワSEZの開業は、日本からの投資・企業進出において大きなインパクト

(注)

- ・ シンガポール等の第三国経由での日本の投資は統計上含まれていない

投資元国別FDIデータ MIC承認ベース: 2015年度年間実績(15年4月-16年3月)

'15	'14	2015年度	件数	(百万USD)	累計(88/89以降)	件数	(百万USD)	
1	1	シンガポール	55	4,246.875	1	中国	132	18,072.098
2	4	中国	43	3,323.853	2	シンガポール	209	13,066.427
3	5	オランダ	3	438.025	3	タイ	96	10,500.318
4	21	マレーシア	5	257.221	4	香港	125	7,350.659
5	9	タイ	12	236.174	5	イギリス	83	4,075.418
6	3	香港	23	224.665	6	韓国	127	3,489.308
7	7	インド	5	224.223	7	マレーシア	55	1,911.338
8	11	日本	25	219.793	8	オランダ	14	989.566
9	6	韓国	14	128.091	9	インド	23	732.649
10	2	イギリス	3	75.310	10	ベトナム	11	693.262
計		27か国	213	9,481.275	11	日本	86	631.527
(参考)		(上半期実績)	(101)	(3,280.109)	計	45か国	1,108	63,718.574

- 2015年度(2015年4月-2016年3月)の外国投資認可額は94.8億ドルと、民政移管後最高だった前年度通年実績(80.1億ドル)を最終的に18%上回った(目標額60億ドルの1.6倍)。総選挙を挟み2月までの11か月は計56.6億ドルと、前年度比29%減の水準であったが、20億ドル台の超大型ダウエー製油所案件(中国)等3月に一気に積み上がった。
- 日本は2.20億ドル(25件)と、近年最高の昨年度(0.86億ドル/16件)の2.6倍に達し、金額で8位(前年度11位)、件数では3位と躍進。過去3年の合計額(1.96億ドル)も凌ぐ。累計額も昨年度12位から11位に。ただし、上半期1.55億ドル(4位)・19件(1位)に比べ下半期は鈍化。大半が製造業、今年度は食品加工が多い。件数では依然CMP縫製が最多。
- 国別年度順位は、シンガポールが4年連続第1位も微減、上記巨大案件で中国が第2位、この2か国で全体の8割を占める。以下、大きく離れ、オランダ、マレーシア、タイの順。シンガポールは、東南アジア拠点、租税協定等の優位性を活かし、同国拠点の子会社等経由の(日本を含む)他国の投資を多く含む。累計では、民政移管以前の圧倒的積上げで依然中国1位、続いてシンガポールが2位に浮上。

セクター別FDIデータ MIC承認ベース: 2015年度年間実績(15年4月-16年3月)

'15	'14	2015年度	件数	(百万USD)	累計(88/89以降)	件数	(百万USD)	
1	1	石油・ガス	13	4,817.790	1	石油・ガス	154	22,410.368
2	2	運輸・通信	6	1,930.996	2	電力	10	19,684.642
3	3	製造業	158	1,064.998	3	製造業	635	6,585.705
4	4	不動産	7	728.680	4	運輸・通信	33	5,085.337
5	7	電力	2	360.100	5	不動産	36	3,006.451
6	5	ホテル・観光	6	288.395	6	鉱業	71	2,897.606
7	6	他サービス業	15	235.963	7	ホテル・観光	63	2,446.365
8	10	鉱業	1	28.923	8	他サービス業	45	650.269
9	-	工業団地	1	10.000	9	畜産・水産	36	461.085
計		11セクター	213	9,481.275	10	農業	19	249.866
(参考)		(上半期実績)	(101)	(3,280.109)	計	12セクター	1,108	63,718.574

- 2015年度(2015年4月-2016年3月)の外国投資認可額は94.8億ドルと、民政移管後最高だった前年度通年実績(80.1億ドル)を最終的に18%上回った(目標額60億ドルの1.6倍)。総選挙を挟み2月までの11か月は計56.6億ドルと、前年度比29%減の水準であったが、20億ドル台の超大型ダウエー製油所案件(中国)等、3月に一気に積み上がった。
- セクター別では前年度同様、石油・ガスが第1位、上記製油所案件等でシェアは前年度の40%から51%に過半越え。運輸・通信が15%増で前年度同様2位。製造業は、件数ではシェア74%と昨年度(66%)以上に圧倒的多数を占めるが、金額では10.6億ドルと昨年度通年(15.0億ドル)の約3割減。期待の高い農業投資は僅か0.07億ドルに留まる。
- 88年からの累計(金額ベース)では、石油・ガス(シェア35.2%)が電力(同30.8%)を抜いて筆頭セクターとなった。両セクターで全体の2/3を占める。3位の製造業はシェア10.3%と昨年度(10.1%)より微増、累計件数ベースでは全体の過半(57%)を占め第1位。第4位・5位の運輸・通信(60%増)と不動産(32%増)は高い伸び。農業はシェア0.4%と停滞。

投資元国別FDIデータ MIC承認ベース: 2016年度11か月時点実績(16年4月-17年2月)

'16	'15	2016年度(4月-2月)	件数	(百万USD)	累計(88/89以降)	件数	(百万USD)	
1	1	シンガポール	20	3,582.950	1	中国	163	18,534.229
2	16	ベトナム	3	1,386.200	2	シンガポール	229	16,649.377
3	2	中国	31	462.131	3	タイ	100	10,606.596
4	6	香港	16	206.585	4	香港	141	7,557.244
5	5	タイ	4	106.278	5	イギリス	85	4,122.848
6	9	韓国	9	62.013	6	韓国	136	3,551.321
7	8	日本	4	52.772	7	ベトナム	14	2,079.462
8	10	イギリス	2	47.430	8	マレーシア	56	1,932.222
9	26	サモア	1	22.060	9	オランダ	15	994.566
10	4	マレーシア	1	20.884	10	インド	23	732.649
計		25か国	108	6,046.829	11	日本	90	684.299
(参考)	(前年度同時期)		(175)	(5,659.363)	計	49か国	1,216	69,765.403

- 新政権発足直後で、投資審査を行う投資委員会(MIC)委員の任命が6月7日と大幅に遅れ、投資認可が再開されたのが6月27日、この間約3か月投資認可が出せない状態が出遅れた。2016年度上半期時点では前年度同期の4割弱と低水準。その後遅れを挽回し、1月には携帯電話サービスの超大型案件ベテル(約13億ドル)が認可され、現在は前年度同期比6.8%増の水準を確保、今年度通年目標額60億ドルは既に超え、3/14現在最新値で68.4億ドル。
- 現時点では、例年同様シンガポールからの投資が飛び抜けて多い(59.2%)。ベテルが1月に認可されたベトナムが2位に急浮上。日本は7位だが、シンガポール等第三国経由の投資が含まれていない状況を勘案の必要あり。
- なお、投資金額には、既存投資案件の拡張投資承認も含まれ、これは件数にはカウントされず、このため、投資件数が0の国の投資金額が計上されていたり、件数以上に金額が計上されていたりすることに留意。

セクター別FDIデータ MIC承認ベース: 2016年度11か月時点実績(16年4月-17年2月)

'16	'15	2016年度(4月-2月)	件数	(百万USD)	累計(88/89以降)	件数	(百万USD)	
1	2	運輸・通信	11	3,031.292	1	石油・ガス	154	22,410.368
2	3	製造業	76	1,083.507	2	電力	12	20,297.525
3	4	不動産	3	747.620	3	運輸・通信	44	8,116.629
4	5	電力	2	612.883	4	製造業	711	7,669.212
5	6	ホテル・観光	4	398.126	5	不動産	39	3,754.071
6	10	畜産・水産	4	96.678	6	鉱業	71	2,897.606
7	7	他サービス業	8	76.723	7	ホテル・観光	67	2,844.491
					8	他サービス業	53	726.992
					9	畜産・水産	40	557.763
計		7セクター	108	6,046.829	10	農業	19	249.866
(参考)		(前年度同時期)	(175)	(5,659.363)	計	12セクター	1,216	69,765.403

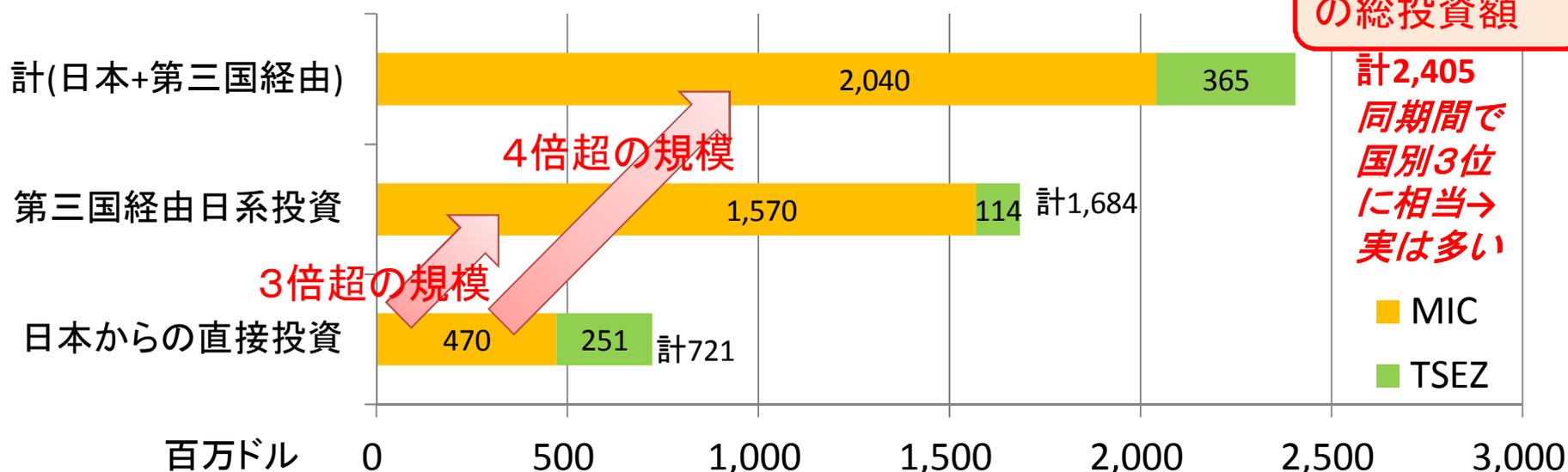
- 新政権発足直後で、投資審査を行う投資委員会(MIC)委員の任命が6月7日と大幅に遅れ、投資認可が再開されたのが6月27日、この間約3か月投資認可が出せない状態が出遅れた。2016年度上半期時点では前年度同期の4割弱と低水準。その後遅れを挽回し、1月には携帯電話サービスの超大型案件ベトテル(約13億ドル)が認可され、現在は前年度同期比6.8%増の水準を確保、今年度通年目標額60億ドルは既に超え、3/14現在最新値で68.4億ドル。
- 現時点では、例年金額でトップの石油・ガス案件は1件もなく、逆にいえば、大型の石油・ガス案件無しに前年同期以上の投資額を確保しているのは特筆される。代わって首位となり、かつ過半(52.1%)を占めているのが運輸・通信業で、上記ベトテルを始め、携帯電話サービス・通信ネットワーク関連が中心。件数では、例年どおり製造業が約7割を占める。製造業の中で、件数ベースでは依然縫製が多いが、1件あたり投資額が1,425万ドルと前年の2倍超になっており、製造業の中身がより多様化・大型化している傾向がみられる。
- なお、投資金額には、既存投資案件の拡張投資承認も含まれ、これは件数にはカウントされず、このため、投資件数が0の国の投資金額が計上されていたり、件数以上に金額が計上されていたりすることに留意。



(新規作成データ) 第三国経由投資を加えたら 実は結構多かった日本からミャンマーへの投資



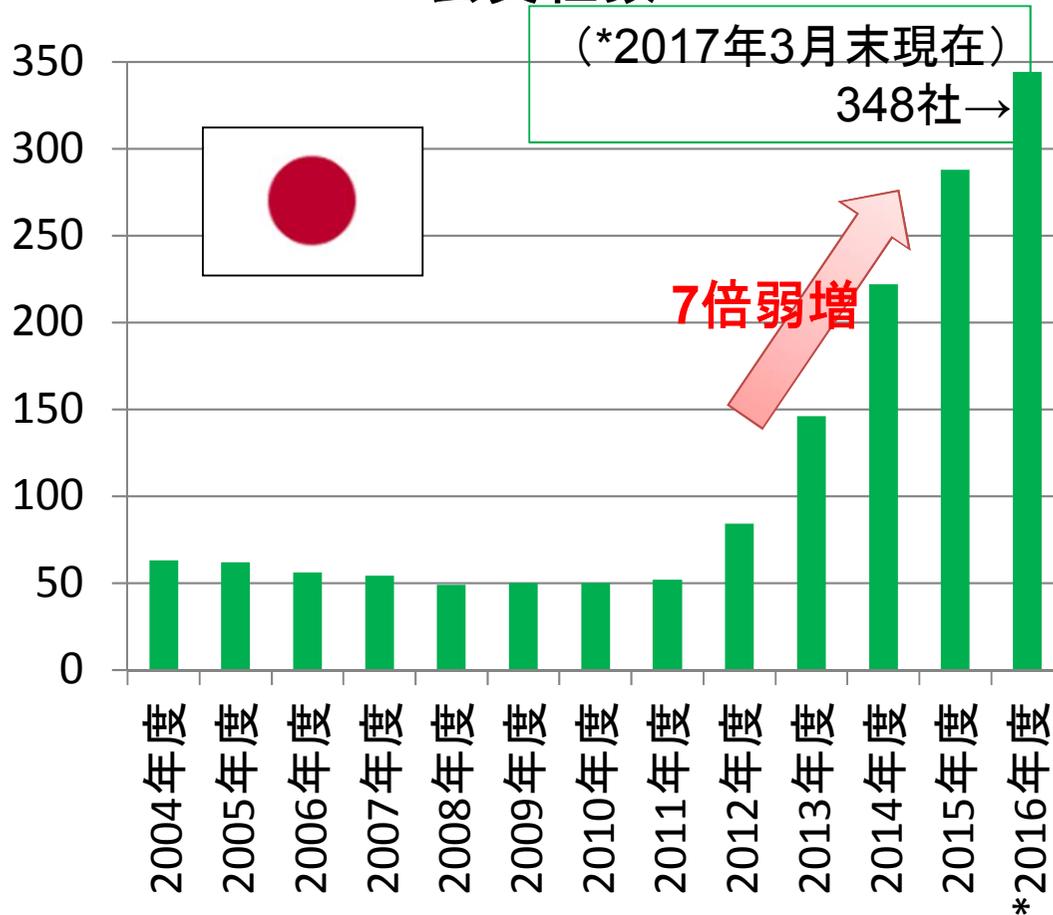
日本からミャンマーへの投資額(2011年4月～2016年10月累計)
(日本からの直接投資＋第三国経由日系投資)



- 通常の公表統計にはシンガポール等の第三国経由での日本の投資は含まれていないが、今般初めて実態が明らかに
- MICベースで、今まで公表されていなかった第三国経由の日系投資は日本直接投資の約3.3倍の規模、合計すると約4.3倍の規模に
- ティラワSEZへの投資も加味すると第三国経由投資は約16.8億ドル、これを含めた実質的な日本の総投資額は約24億ドル、これは同期間(2011～16)の国別第3位に相当

民主化後に急増する日本企業の進出

ミャンマー日本商工会議所 (JCCM) 会員社数

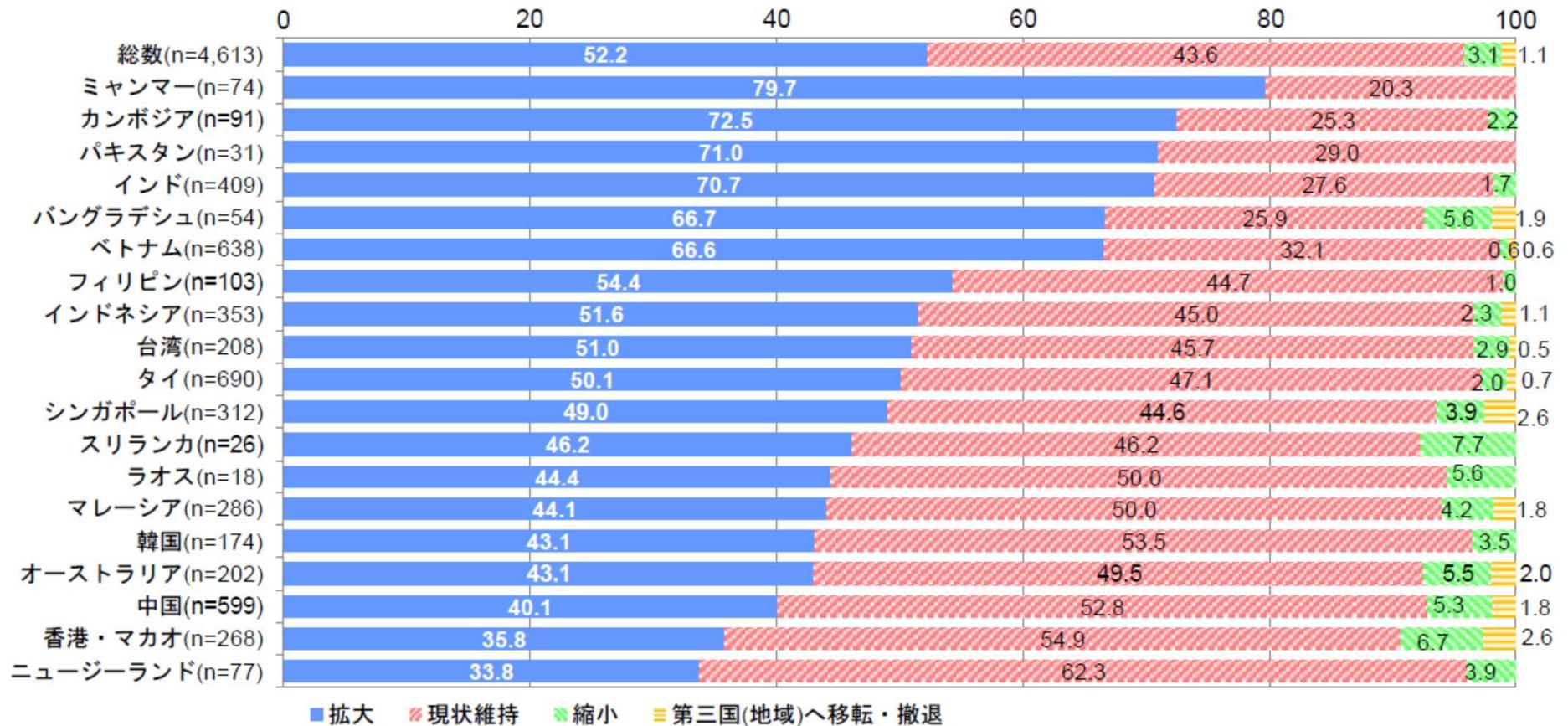


JCCMの部会
貿易部会、金融・保険部会、
工業部会、建設部会、
流通・サービス部会、運輸部会

- 2011年度まで50社前後で停滞していたJCCM会員社数は、民政移管後急増し、7倍弱に躍進。邦字誌が一気に数誌誕生し、日本食レストランは約150軒、在留邦人が千数百人のコミュニティには充実。

ミャンマー一進出日系企業は高い拡大意欲

今後1～2年の事業展開の方向性(国・地域別) (単位:%)



- ミャンマーは対象国・地域中、拡大意欲は最高、縮小検討企業は無し。

中期的な有望事業展開先国である理由

中期的な有望事業展開先国	FY2011	FY2012	FY2013	FY2014	FY2015	FY2016
ミャンマーの有望国/地域としての順位	No.19	No.10	No.8	No.10	No.10	No.9

有望理由 (FY2016)	FY2012	FY2013	FY2014	FY2015	FY2016
1 現地マーケットの今後の成長性	50.0%	53.3%	69.8%	67.6%	83.7%
2 安価な労働力	72.9%	70.0%	69.8%	50.0%	44.9%
3 現地マーケットの現状規模	8.3%	8.3%	11.3%	5.9%	16.3%
4 優秀な人材	10.0%	14.6%	9.4%	8.8%	10.2%
5 他国のリスク分散の受け皿として	14.6%	20.0%	13.2%	8.8%	6.1%
5 第三国輸出拠点として	12.5%	10.0%	11.3%	11.8%	6.1%
5 投資にかかる優遇税制がある	6.3%	5.0%	9.4%	14.7%	6.1%
5 外資誘致などの政策が安定している	4.2%	0.0%	3.8%	0.0%	6.1%

- 2012年度以降、ミャンマーは有望国Top10をキープ
- 現地マーケットの今後の成長性を有望理由に掲げる割合が上昇しトップ。従来トップ要因だった安価な労働力は後退傾向。

一般的に言われるミャンマーの優位性



ひと

- 労働集約型産業の優位性、競争力ある労働コスト、勤勉な国民性、高い識字率
- 世界寄付指数(英チャリティエイド財団・米ギャラップ社)3年連続世界1位(2016年9月)
- 高い親日度、癒されるミャンマー、戦略的パートナーとしての日本

市場

- 現地市場の成長性: アジア太平洋地域で最高レベルの成長率(8.4%)(ADB、2016年4月)
- 中間層の拡大: 「V12」(Velocity 12)→2015年から10年で中間層人口が拡大する上位12カ国の一つ(2016年6月)

資源

- 豊富な天然資源: 農林水産資源、鉱物資源、観光資源 (特に農業は今注目)
- 地理的重要性: アセアン・中国・インドの結節点、メコン地域ゲートウェイ、タイ+1

事業環境改善

- 官民挙げての日本支援体制(例: ティラワSEZ、インフラ、日緬共同イニシアティブ)
- 米国の経済制裁解除(2016年10月)→パートナー選択肢飛躍的拡大、事業制約軽減
- 法制度整備(新投資法・新会社法)、世銀調査で起業手続き改革進展度世界一
- UNCTAD世界投資報告2016で多国籍企業の有望投資先Top15に(2016年6月)

ビジネス環境の改善（世銀Doing Business調査）

2017年版（16年10月25日発表）で190か国中170位と前年（改訂171位）と同程度で、依然大きな改善余地あり。他方、注目度の高い「起業し易さ」部門（DICA所掌）は、前年版で大躍進（最下位/189位→160位）して世界で最も改革が進展した国と認定されたのに続き、今年版でも146位に上昇。同部門でインドネシア（151位）、フィリピン（171位）等を上回った（日本:89位）。



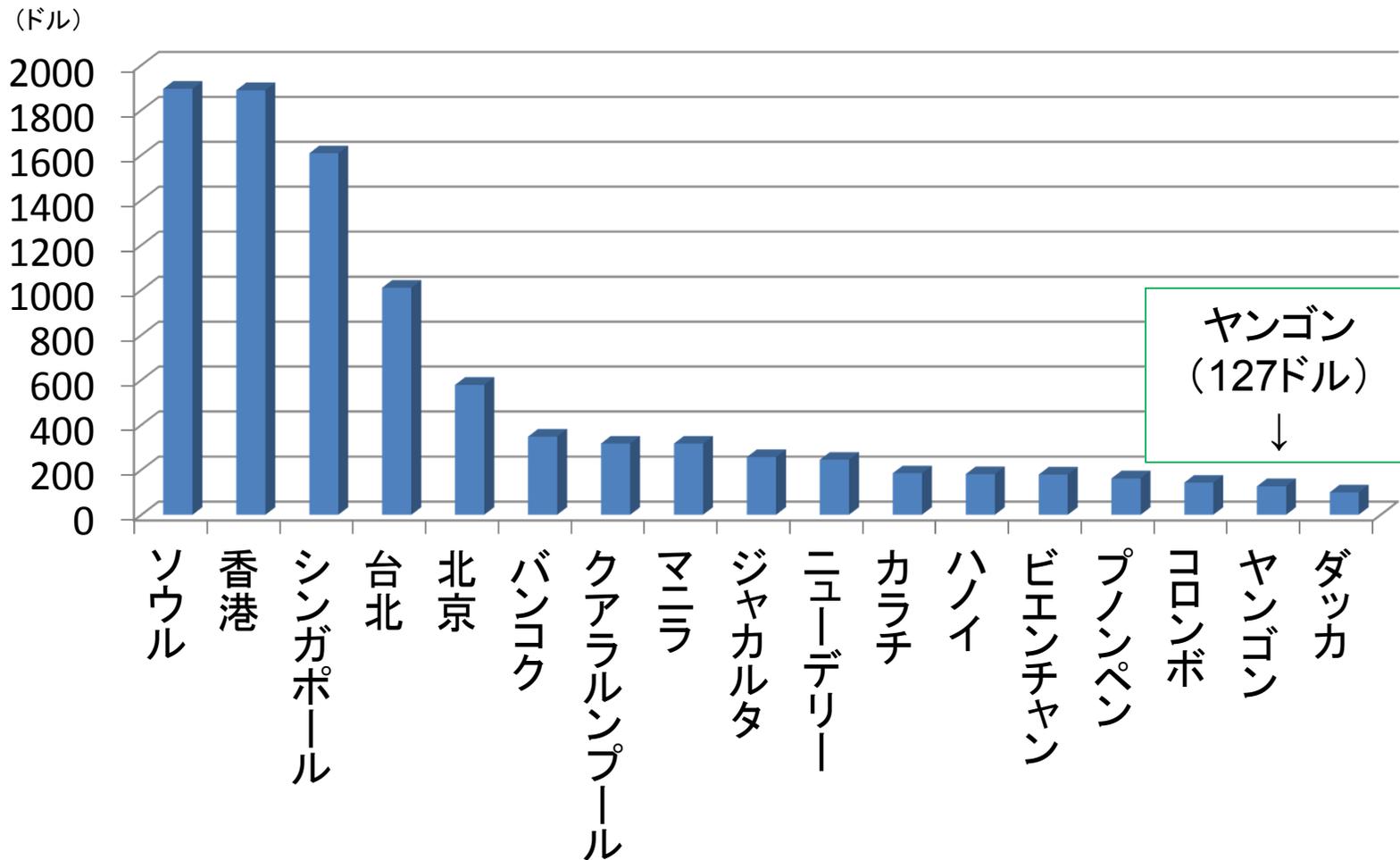
指標（「起業し易さ」部門）の構成要素 ミャンマー	DB2017 146位	DB2016 160位	DB2015 189位	東アジア・大洋州 平均 DB2017
手続き数	11	11	12	7.0
所要時間（日数）	13.0	13.0	72.0	23.9
費用（1人当たり年間所得比:%）	40.4	97.1	131.1	19.0
払込最低資本額（1人当り年間所得比:%）	0.0	0.0	6,190.1	12.3

100日計画での登録手数料半額化が貢献

注) Doing Businessランキングは、外国投資環境の目安としても使われがちであるが、あくまで地場中小企業の事業環境の調査結果であることに留意。

アジア諸国との人件費比較

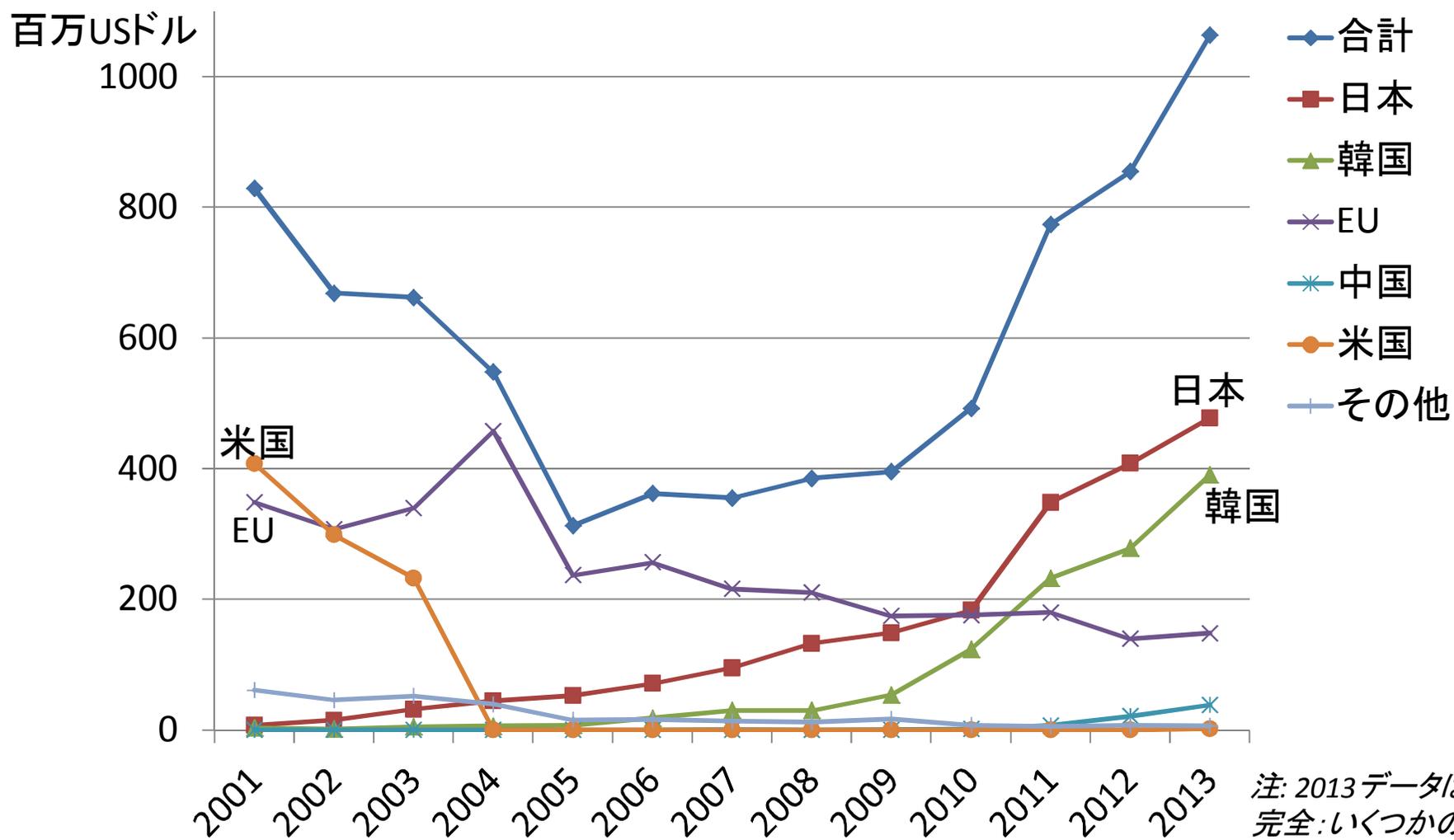
ワーカー一般工職・月額基本給



- 2016年6月発表の調査では依然低い水準。
- 2015年9月最低賃金導入・設定：日額3,600チャット(約3ドル)。

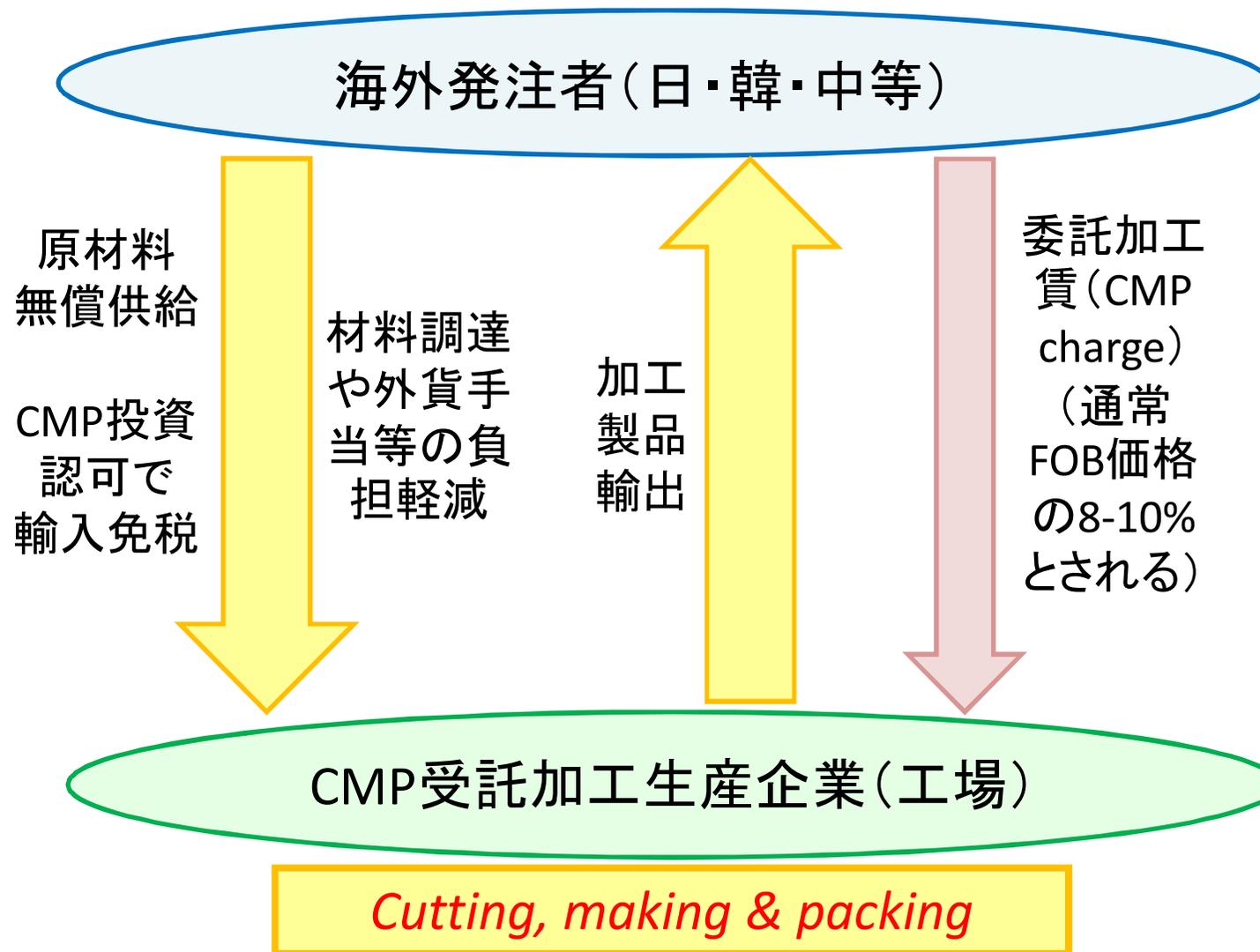
衣料品輸出の拡大と相手国の変遷

米国・EUから日本・韓国・中国へ CMPの仕組みを活用



注: 2013データは不完全:いくつかのEU加盟国等は10~11か月分のデータ

CMP (Cutting, Making and Packing) の仕組み(委託加工生産)



出典: ミャンマー縫製業協会ヒアリング(2014)、Kudo T. (2012) “How has the Myanmar garment Industry evolved?”等

豊富な宝石：ルビーは世界供給量の90%を産出、ヒスイ資源量は世界一



天然ガス資源は世界有数



金も国中で産出



国土の半分を占める豊富な森林



銅が最大の輸出金属鉱物



農業に適した肥沃な土地：耕作可能面積1930万haのうち600万haがまだ手つかず、大いなる潜在性



他にも銀、鉛、錫、タングステン、アンチモン等の鉱床が東南部に広がる



豊富な漁業資源：持続可能産出量の40%以上が未利用



観光資源



- 国際観光客の急増: 2012年にミャンマーへの観光客数が100万人を突破して以降急増し、2015年には468万人に。2016年に550万人、2020年には749万人が来訪すると予測。
- 急増する来訪者に対応する国際空港・国内空港の改装に加え、観光客向け電子ビザ (e-visa) サービスを導入
- 観光マスタープラン(2013~2020年)
- 今後5年で90億ドルの観光収入を想定



古都遺跡バガンの絶景: ロンリープラネットの「The world's best places to get a 'yes」ランキングで、バガンが2015年の世界第1位に。JICAもバガン観光開発を支援中。



JICA地域観光開発のためのパイロットモデル構築プロジェクト(バガン)

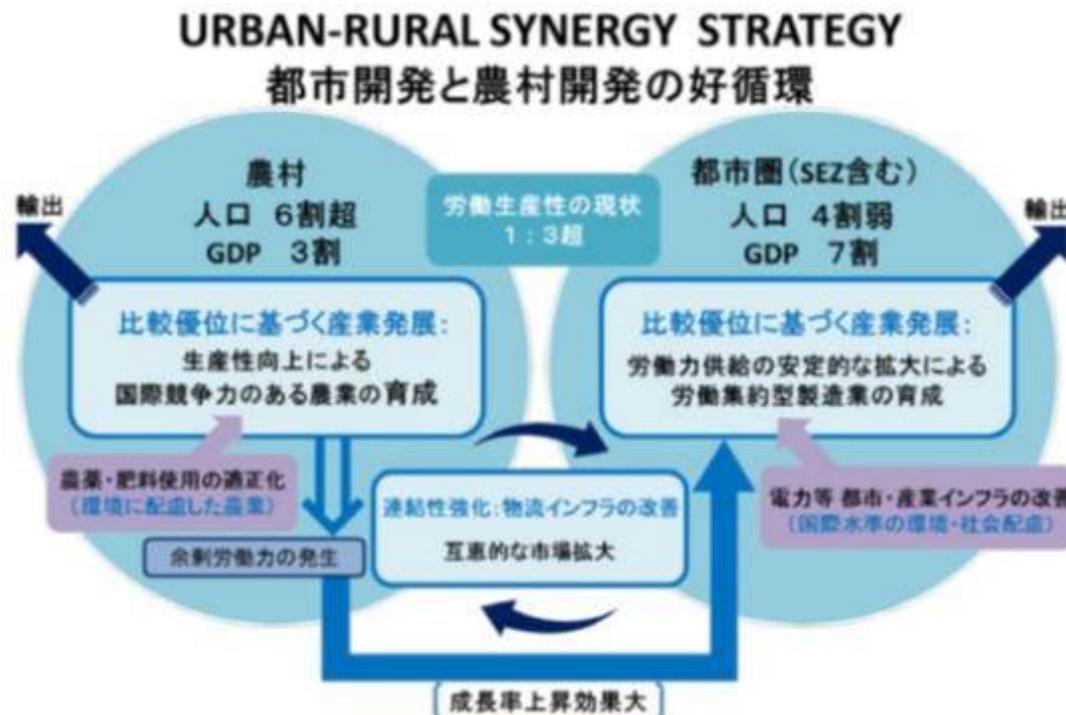


ミャンマー初の世界遺産(2014年登録)「ピュー族の古代遺跡群」写真はピイ(Pyay)タイエーキッタヤー遺跡・ボーボージー・パヤー

(出典) Ministry of Hotel and Tourism (2016), MIC/DICA (2015), Lonely Planet (2015)

ミャンマー産業発展ビジョン(MIDV)

- ミャンマーの産業の将来像とそれを実現するために優先的に取り組むべき施策を日本がまとめたもの。2015年7月、安倍首相からテイン・セイン大統領(当時)に手交
- 都市・地方シナジー開発戦略(下図参照)
- 優先政策:(1)インフラと連結性の向上をテコにした産業振興、(2)予見可能で効率的なビジネス環境の制度基盤整備、(3)「人間中心の開発」を支える人材の育成、(4)その他の戦略的・横断的政策、(5)農林水産業の潜在力の具現化
- 当面5年間で集積が期待できる具体的な業種:(1)建設資材関連産業、(2)加工食品産業、(3)化学品産業(肥料、洗剤、塗料など)、(4)プラスチック加工産業、(5)繊維製品産業





「投資政策」(“Investment Policy”)



新政権の12項目「経済政策」(7/29)を受け政府策定、11/15公表(以下は主旨)
外資歓迎のための環境整備を明示し、奨励事業類型8項目を初めて提示した

1. 相互に利益をもたらす責任ある外国投資は歓迎
2. 投資委員会(MIC)と関係政府機関は透明・明確・迅速な手続で外国投資を促進
3. マクロ経済安定・法の支配・紛争解決手段・銀行等の投資環境を整備
4. 外資は国家開発に極めて重要と認識しており、そのために連邦政府は: (a) 内外不差別で予見可能な規制枠組みを確立、(b) 差押えから事業を保護、(c) 税引き後の利益等の送金権を保護、(d) 長期土地リースを提供
5. 内外投資家は、環境・天然資源対応等責任ある事業行動原則を遵守
6. 外国人には、国家安全保障、文化・社会関連の特定事業を許可せず、ただしこれら制限業種は公開
7. 以下の投資は特に歓迎・奨励: (a) 農業関連産業(域内・国際供給網にリンクし、生産性向上・高付加価値を果たす事業)、(b) 技術移転・国内生産高付加価値化を可能とする事業、(c) 中小企業振興支援事業、(d) 迅速なインフラ開発投資、(e) 雇用機会を創出し、人的能力開発支援職業教育を提供する投資、(f) 経済的に開発の遅れた地域への投資、(g) 産業都市や特別経済集積の開発への投資、(h) 観光関連投資

ミャンマー農業関連ビジネスの魅力(1)



- 多様な気候帯・地形：
 - 肥沃なデルタ地域(一大米作地帯のエーヤワディ州等)
 - 冷涼な高原地域(野菜、珈琲・茶、花卉等の換金作物が一大注目のシャン州等)
 - 日照十分の中部・北部の乾燥地帯(マンダレー管区等)
 - プランテーション向きの南部熱帯(モン州等)
- これらを利用し、地域ごとに特徴的な製品の生産が可能
- 農林水産品の豊富な輸出余力(かつてはコメ輸出世界一)
- 農業は新政権の最重点、「投資政策」奨励セクター筆頭に
- 内需拡大(一人当たりコメ消費量210kg=世界一?)
- と共に、食の安全・健康志向の高まり
 - 信頼性のある日系企業への高い期待感
- 物流インフラが重要→日系企業を始めにコールドチェーンの確立等、取組みが進んでいる

「会長 島耕作」も注目！
ミャンマー農業



出典: 経済産業省 (2015)
ミャンマー産業発展ビジョン他

ミャンマー農業関連ビジネスの魅力(2)



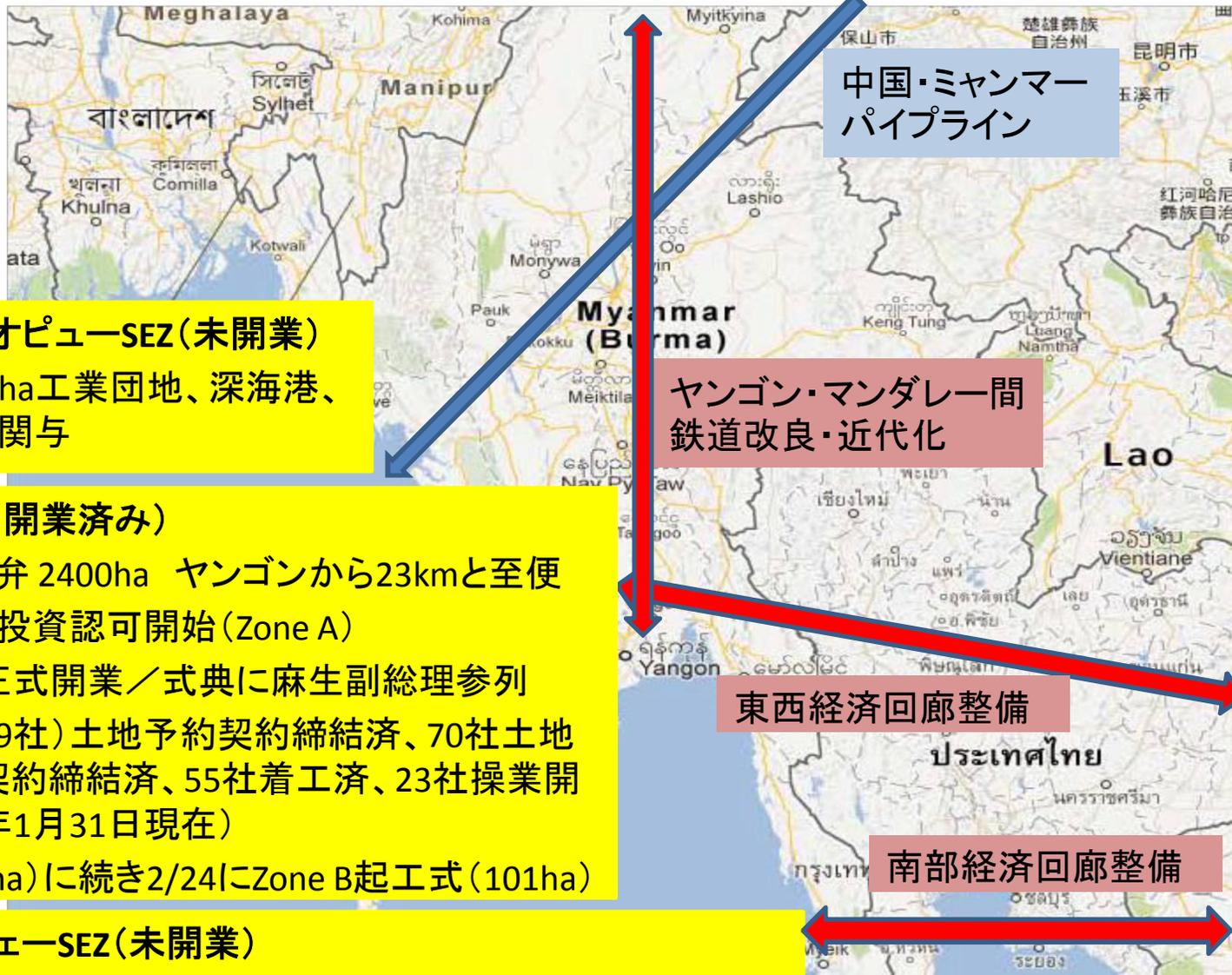
■ 日系企業の取組み(例) (出典:ミャンマー産業発展ビジョン、JICA、各社プレスリリース等)

三井物産	MAPCOとの精米コンプレックス
国分/双日	コールドチェーン
グリーンヒル	循環型農産物マーケット構築(シャン州タウンジー)
三菱商事	加工食品(珈琲、製粉等)(Lluvia)
リテール・ブランディング	冷凍野菜工場等(ネピドー、シャン州ヘーホー等)
G-7アグリジャパン	日本野菜・果物ビニールハウス栽培(ピンウールイン)
新日本製薬	薬用植物生産・加工/日本伝統漢方薬(シャン州他)
大和農園	集約型農業に資する優良種子生産・案件化調査
クボタ	ティラワSEZに開設の農業機械輸入・卸販売拠点の開業式(2/3)
ヤンマー・ミャンマー	ティラワSEZで農機輸入・販売拠点開所式(2/21) 三井物産と合併



経済特別区(SEZ)の開発

初の国際水準工業団地ティラワは成功事例に！異例の短期間で開業・進出進展



チャオピューSEZ(未開業)
1000ha工業団地、深海港、中国関与

ティラワSEZ(開業済み)
日緬官民合弁 2400ha ヤンゴンから23kmと至便
2014年11月投資認可開始 (Zone A)
2015年9月正式開業／式典に麻生副総理参列
78社(日系39社)土地予約契約締結済、70社土地サブリース契約締結済、55社着工済、23社操業開始済(2017年1月31日現在)
Zone A(405ha)に続き2/24にZone B起工式(101ha)

ダウエーSEZ(未開業)
開発想定面積2万ha バンコク・インド洋へのゲートウェイ
2015年7月日緬タイ首脳会談で日本協力署名

中国・ミャンマー
パイプライン

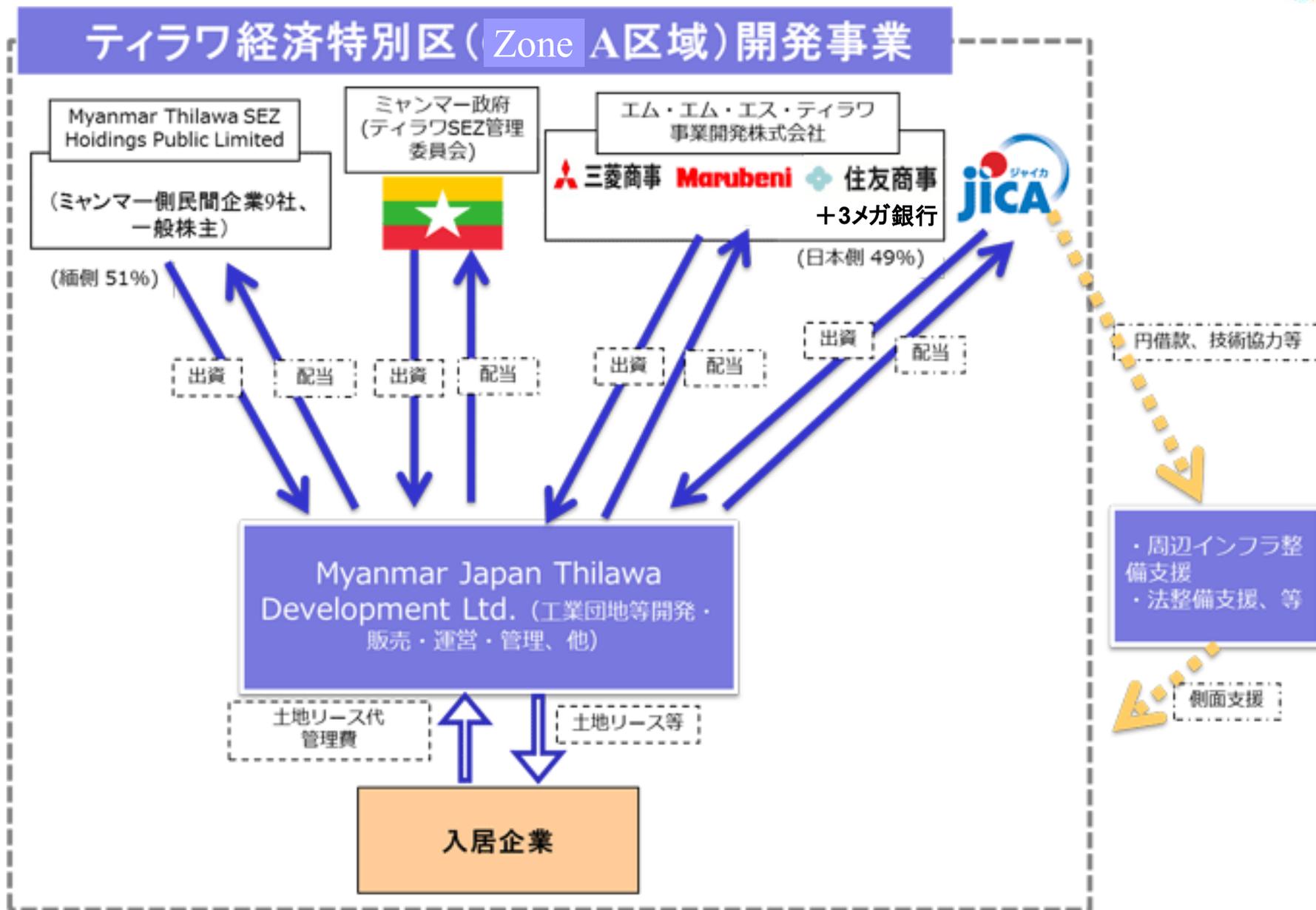
ヤンゴン・マンダレー間
鉄道改良・近代化

東西経済回廊整備

南部経済回廊整備

出典: MIC/DICA(2015), MJTD(2016), JICA(2014), JETRO(2017) 他

ティラワ経済特別区 (SEZ) 事業スキーム



• 日本・ミャンマーの官民による合弁、JICAも10%出資。

(出典) JICA (2014)

JICAのティラワ経済特別区(SEZ)総合的支援



・ハード(インフラ:電力、上水、アクセス道路、通信、港湾)、ソフト(法制度整備、SEZ管理委員会能力向上、海外投融资)の双方から総合支援。

中期的な有望事業展開先国である理由と課題

中期的な有望事業展開先国	FY2012	FY2013	FY2014	FY2015	FY2016
ミャンマーの有望国/地域としての順位	No.10	No.8	No.10	No.10	No.9

- 2012年度以降、ミャンマーは有望国Top10をキープ(2011年度は19位、それ以前は圏外)

有望理由 (FY2016)	FY2012	FY2013	FY2014	FY2015	FY2016
1 現地マーケットの今後の成長性	50.0%	53.3%	69.8%	67.6%	83.7%
2 安価な労働力	72.9%	70.0%	69.8%	50.0%	44.9%
3 現地マーケットの現状規模	8.3%	8.3%	11.3%	5.9%	16.3%
4 優秀な人材	10.0%	14.6%	9.4%	8.8%	10.2%

- 現地マーケットの今後の成長性を有望理由に掲げる割合が上昇しトップ。従来トップ要因だった安価な労働力は後退傾向。

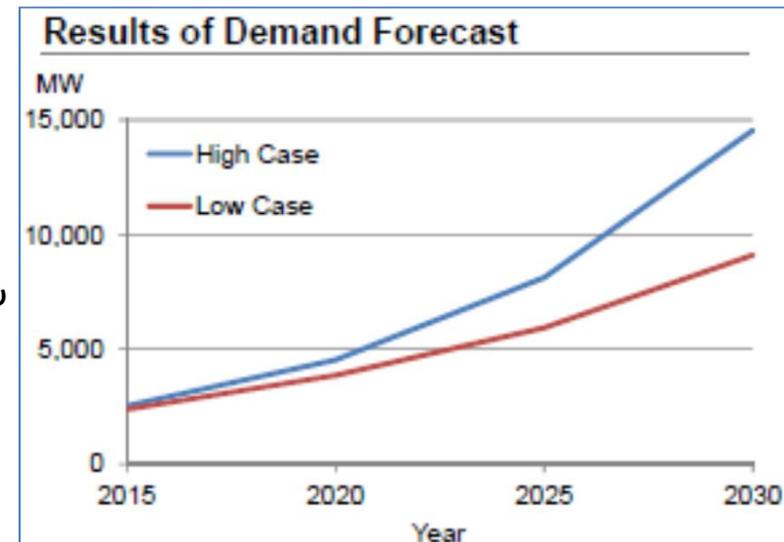
課題 (FY2016)	FY2012	FY2013	FY2014	FY2015	FY2016
1 インフラが未整備	72.1%	64.3%	66.0%	66.7%	59.6%
2 法制が未整備	48.8%	48.2%	58.0%	54.5%	55.3%
3 法制の運用が不透明	32.6%	26.8%	48.0%	33.3%	38.3%
4 投資先国の情報不足	37.2%	32.1%	24.0%	30.3%	31.9%

電力概況



現状・課題

- 電力の安定確保が事業進出のうえで最大の課題と広く認識されている
- ピーク時需要3,236MWに対し発電能力5,400MWも実際には2,700MW(2015年)
- 水力に偏重(68.6%) 渇水期に発電落ち込み、ガス(26.7%)、石炭(2.7%) 他
- 送配電設備の容量不足や老朽化による高い送配電ロス率(25%程度)
- 工場等での自家発電の必要性、コスト増要因
- 年率15%程度の高い電力需要の伸長
- 僅か30%の電化率の向上急務(特に地方)
- 大型水力、石炭、ガスいずれも困難抱える
- 新政権は小水力、太陽光等優先、これに呼応の動きも



対応

- 電力マスタープラン策定(JICA支援)
- バランスのとれた電源開発
- 既存設備の増強・改修・リハビリ(バルーチャン水力発電所、送配電網・・・)
- 電力開発に対する投資促進(PPP枠組み整備) 等
- 「大臣は『来年の暑期には停電がないことを約束する』と9月2日に国会で述べた・・・」



日本ミャンマー共同イニシアティブ



Myanmar-Japan Joint Initiative (MJJI)

- ミャンマーにおける投資環境の整備を促進・迅速化するための具体的な取組を、両国の官民双方の関係者の間で議論するための枠組み。ミャンマー計画財務大臣と駐ミャンマー日本国大使が共同議長。共通の課題を解決するための有用なプラットフォーム。
- 前政権下6回開催(2013年3月、5月、10月、2014年7月、11月、2015年6月)、 (1)査証手続き関係(発給基準の統一、発給効率化等)、(2)輸出入政策(課税標準、輸出入規制緩和等)、(3)投資環境改善(相談窓口、伝達手段、投資協定、投資家保護、外貨等)、(4)税務(税額計算透明性向上、各種税制度の見直し)、 (5) インフラの改善(交通、電力・通信、建設業規制等)等を議論。日系企業実務上の課題解決提言を反映して、輸出入関連等で規制緩和実現などの実績。
- 新政権下、フェーズ2として新たに始動、2016年6月13日に第1回会合、80名出席。5分科会(産業政策、輸出入、金融・保険、税務、投資促進)を設置。第2回(8/30)・第3回(3/28)に活動報告。
- 投資促進分科会は、DICAがミャンマー側の核となり、新投資法案、労務管理、長期外国投資促進計画(FDIPP)等議論。7月12日に第1回会合、7月26日には新投資法案説明会をDICAで開催→。(NHKで報道)。改訂会社法案説明会を10月10日にDICAで開催。新投資法細則案にコメント提出。



投資企業管理局 (DICA: ダイカ)

Directorate of Investment and Company Administration

住所: DICA, Building No.(1), Thit Sar Road, Yankin Township, Yangon (セドナホテル近く)

■ 計画財務省 (Ministry of Planning and Finance) 傘下

(旧: 国家計画経済開発省 Ministry of National Planning and Economic Development)

■ 1993年に設立

■ 目的:

- 投資の増大 (国内投資・外国投資)
- 民間の起業促進
- 域内・国際経済協力への参加

■ 機能:

□ ミャンマー投資委員会 (MIC: Myanmar Investment Commission) の事務局

- 投資プロポーザルの評価
- 投資に係る課題解決の支援
- 投資家向け情報提供と関係省庁との調整
- 投資に係る法規則の草案作成
- 投資に係る域内経済協力の推進

□ 会社登録・管理



(Source: DICA Website: <http://www.dica.gov.mm/dica.htm>)

DICAの組織体制



概要

- 職員数約350名(昨年度115名採用)、535名に増員を計画。
- 2014年7月にネピドーからヤンゴンに移転、投資家にとってはアクセス便利に。
- ネピドー・ヤンゴンに続き、2014年度にマンダレー、タウンジー、モーラミヤイン、2015年度にパテイン、モンユワ、ダウエー、2016年度にパアン、バゴー、マグウエーに支所を開設、2017年度までに全15州/管区に開設予定。
- ワン・ストップ・サービス(税関、輸出入、入管、労働、環境等14省・機関が集結)

組織体制(次ページ組織図参照)

- アウン・ニン・ウー局長(兼MIC事務局長): 政府でビジネスに関して最も著名な一人。OECD投資関連委員会途上国代表共同議長等も歴任。人望厚く、高いリーダーシップ。
- 2014年7月のネピドー→ヤンゴン移転に伴い、投資案件審査事務をセクター別体制に再編、関係省庁調整円滑化やセクター知識蓄積目指す。投資1課(農業・食品・SEZ)、同2課(製造業)、同3課(サービス業等)、同4課(鉱業等)。副局長3名の下、計10課体制。
- その他、投資促進課、政策・法務課、計画・統計課、企業管理課、投資モニタリング課、管理・研修・財務課。

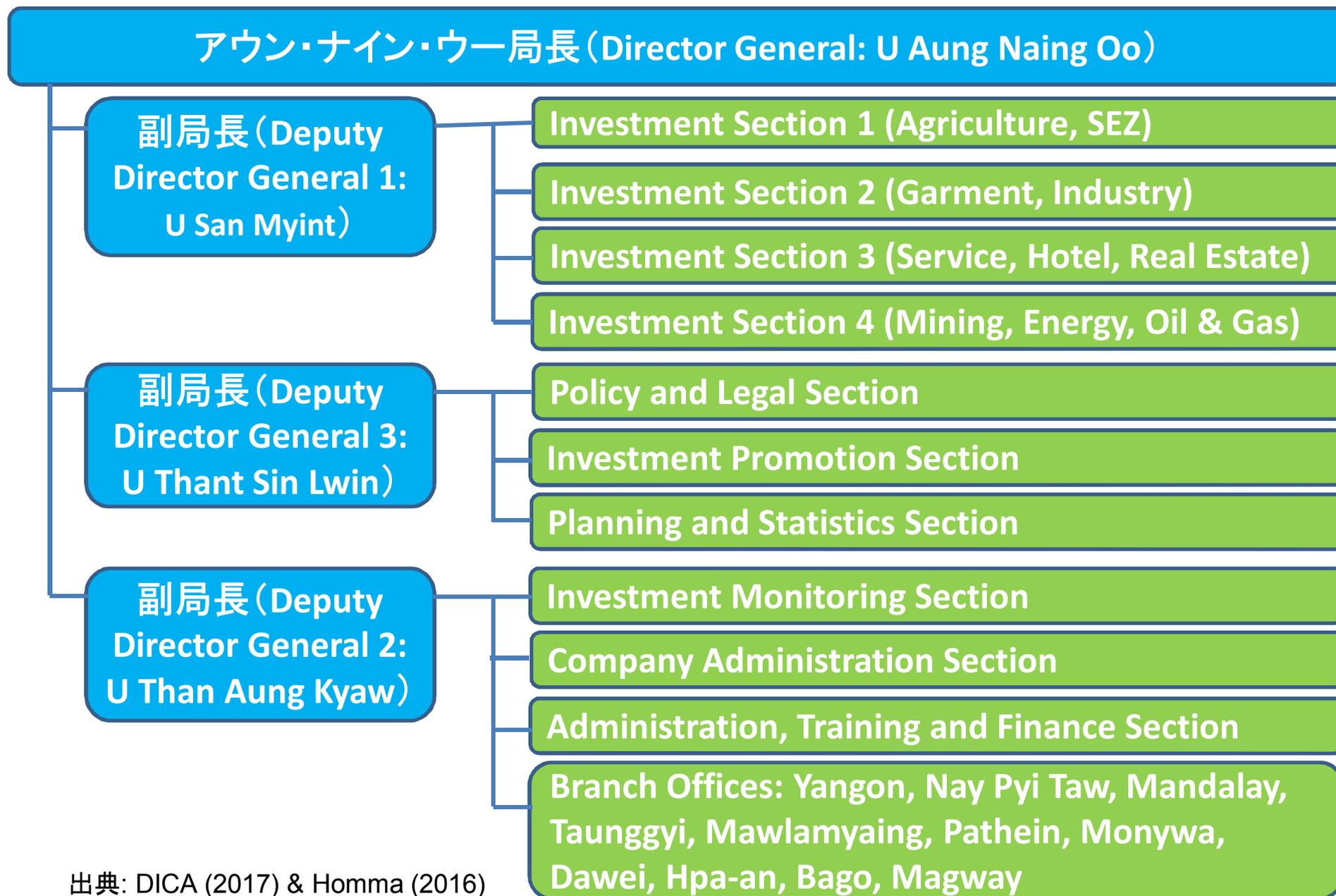
ジャパングデスク(Japan Desk)

- 2014年3月にDICA内に設置、同8月ヤンゴン移転後本格稼働。
- JETROアドバイザー(田原隆秀) & JICAアドバイザー(本間徹→上田隆文)。
- 両機関からの派遣は世界唯一。局長室に隣接する好位置。
- ミャンマー進出・投資全般・会社設立等に関するお問合せに対応
お気軽にご相談ください。





DICAの組織体制

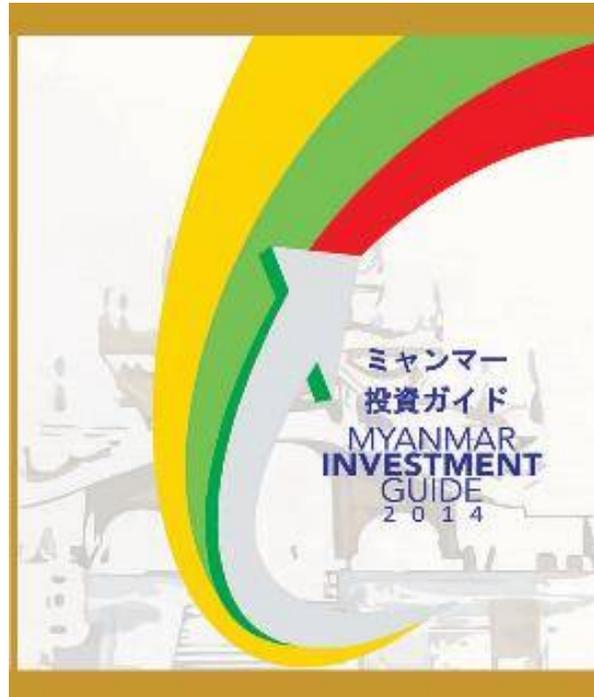


出典: DICA (2017) & Homma (2016)

様々なガイドブック・フォームがDICAウェブサイトに ～外国投資申請・会社設立手続き～



**HOW TO OBTAIN A
MIC PERMIT IN
MANUFACTURING**



**HOW TO REGISTER
YOUR COMPANY
IN MYANMAR**

Realize the Potential

Realize the potential

出典: DICA (2016) (DICAウェブサイト www.dica.gov.mm で参照可能)





ミャンマー投資委員会(MIC)委員構成



2016年6月7日付で、新政権下のMIC委員がようやく任命。委員長にチョウ・ウィン計画財務大臣、事務局長はアウン・ナイン・ウーDICA局長留任。商業省からタン・ミン大臣(副委員長)と次官が入った。

委員長 Chairman	H.E. U Kyaw Win	計画財務大臣 Union Minister, Ministry of Planning and Finance
副委員長 Vice Chairman	H.E. Dr. Than Myint	商業大臣 Union Minister, Ministry of Commerce
委員 Member	H.E. U Tun Tun Oo	法務長官 Attorney General, Attorney General's Office
委員 Member	U Khin Maung Yee	天然資源環境保全省次官 Permanent Secretary, Ministry of Natural Resources and Environment Conservation
委員 Member	U Toe Aung Myint	商業省次官 Permanent Secretary, Ministry of Commerce
委員 Member	U Tun Tun Naing	計画財務省次官 Permanent Secretary, Ministry of Planning and Finance
委員 Member	U Htay Chun	元・投資企業管理局(DICA)副局長 Deputy Director General (Retired), Directorate of Investment and Company Administration
委員 Member	U Kyaw	元・内務省総務課長 Director (Retired), General Administration Department
委員 Member	U Aye Lwin	ミャンマー連邦商工会議所連合会副会頭 Joint Secretary General, Republic of the Union of Myanmar Federation of Chambers of Commerce and Industry
事務局長 Secretary	U Aung Naing Oo	投資企業管理局(DICA)局長 Director General, Directorate of Investment and Company Administration
副事務局長 Joint Secretary	Daw Mya Thuza	元・投資企業管理局(DICA)副局長 Deputy Director General (Retired), Directorate of Investment and Company Administration

投資形態により異なる進出形態

2016年までは主に3つのルート・適用法

→ 2017年以降新投資法・新会社法で2つのルートに

投資形態	管轄	手続き
1. 外国投資法適用(いわゆるMICルート) ・製造業 ・外資規制事業	MIC(事務局はDICA)	外国投資法(2012)に基づく投資認可
	DICA	会社法(1914)に基づく 会社設立・営業許可
2. 外国投資法非適用(いわゆるDICALルート) ・サービス業 ・外国法人支店	DICA	会社法に基づく 会社設立・営業許可
3. 経済特別区(SEZ)	各SEZ管理委員会	SEZ法(2014)に基づく投資認可
		会社設立・営業許可

日本化

投資形態	管轄	手続き
投資法+会社法 (SEZ外の全ての事業)	MIC(事務局はDICA)	新投資法(2016)に基づき、認可要否判断、必要に応じ手続き
	州・管区投資委員会	
	DICA	会社法(1914→2017?)に基づき会社設立
経済特別区(SEZ)	各SEZ管理委員会	SEZ法(2014)に基づく投資認可 会社設立

従来



今後

もともと外国投資法のもとでのMIC認可を得る意義



- ✓ **税務インセンティブ**: 法人税免税50% (5年間)、再投資利益の50%免税 (6年目以降)、輸入関税優遇 (建設資材・製造設備免税、原材料3年間免税)、欠損金の繰越 (3年間)
- ✓ **土地の長期リース**: 外国企業は1年までしか土地賃借契約が認められていないが、MIC投資許可により50年+10年+10年=70年のリースが可能となる。事実上、最大の意義。
- ✓ **輸入ライセンス**: 自社製造品に係る原材料・資機材の輸入ライセンスが取得可能となる。通常外国会社が輸入ライセンスを取得して自ら輸入することは、商業省の方針で事実上規制。
- ✓ **海外送金の保障**: 配当や借入金の元利返済等の海外送金が確実。本来規制されているものでないが、実務上困難。MIC投資許可を取れば確実に。

⇒これらが新投資法ではどのようなようになるか？

審査に係る最近の主な留意事項

1. 土地: 権利関係の整理、関連資料の提示、近隣関係
2. 環境: 環境影響評価 (2016年1月導入のEIA Procedure)
3. CSR: 税引き後利益額の一定割合の貢献
4. 人的資源: 雇用創出、賃金・雇用契約、人材担当者の設置

新政権発足後の投資に関する主な動向(1)



- 2016年3月30日 NLD新政権発足、テイン・チョウ大統領(任期5年)、アウン・サン・スーチー大統領府付大臣兼外務大臣(後に国家最高顧問ポスト新設兼務)
- 5月30日 新投資法案改訂版Ver.5 (ミャンマー語) 公表
- 5月末 投資認可実績4・5月ゼロ、投資委員会(MIC) 委員未任命で投資認可出せず
- 6月1日 新政権100日計画の一環で、DICA企業登記手数料半額化
- 6月7日 MIC委員遂に任命・新政権下MIC再発足
- 6月8日 MIC外資規制業種通達改訂版・英語版公表 (3月21日付緬語版)
- 6月21日 改定会社法案改訂版Ver.4 (英語) 公表
- 6月27日 新政権下第1回MIC会合、新政権下初の投資認可
- 7月6日 新投資法案改訂版Ver.6 (ミャンマー語) 公表、7月25日 同英語版公表
- 7月29日 「経済政策」(Economic Policy) 発表 同政策傘下で「投資政策」策定中
- 9月14日 緬米会談：一般特惠関税(GSP)適用再開・経済制裁解除 オバマ大統領表明
- 9月16日 新投資法案最終ドラフト (ミャンマー語) 公表／法案国会提出
- 9月28日 新投資法案 下院承認・通過(修正付)
- 10月5日 新投資法案 上院承認・スピード通過
- 10月7日 米国経済制裁解除発表

新政権発足後の投資に関する主な動向(2)



- 10月18日 新投資法（Myanmar Investment Law）成立
- 11月1-5日 スー・チー氏新政権発足後初の訪日、日本官民合わせ5年間で8千億円規模の貢献
- 11月15日 上記「経済政策」に沿った「投資政策」公表、投資奨励8セクター提示
- 11月16日 MIC通達No.123/2016公布 旧外国投資法による申請受付を12月末迄とする
- 11月23日 新投資法細則策定に関するBrief Paper公表、12月16日までコメント募集
- 12月31日 旧外国投資法による申請受付終了
- 2017年1月1日 新投資法による申請受付に切替(ただし細則未策定の状態)
- 1月5日 新会社法案(政府原案)閣議決定
- 1月6日 新会社法案国会提出(1月30日開会の通常国会で審議予定も了せず)
- 1月13日、23日、2月4日 新投資法細則案第1～3弾順次公表
- 1月24日、2月13日 新投資法細則案に関する公聴会
- 2月3日 新投資法に基づく外資規制通達案公表(ミャンマー語のみ)
- 2月22日 新投資法に基づくゾーニングに関するMIC通達No.10/2017制定(2月28日公表)
- 3月3日 新投資法に基づく地方権限移譲閾値のMIC通達No.11/2017制定(3月8日公表)
- 3月30日 新投資法細則(計画財務省通達No.35/2017)制定(3月31日公表)
- 4月1日 投資促進セクター通達(MIC通達No.13/2017)制定(4月1日公表)

新投資法に関する経緯(1)



背景

- 外国投資法 (Foreign Investment Law: No.21/2012) が2012年11月に施行。
- ミャンマー市民投資法 (Myanmar Citizens Investment Law: No.18/2013) が2013年7月に施行。
- ミャンマーはASEANで唯一の内外投資2法を併存する国。他国は既に統合済 (例: インドネシア、ベトナム)。
- 内外無差別明確化、ASEAN域内調和化のため、両法の統合が必要。
- 現行法は投資家保護が不十分 (内国民待遇・最恵国待遇・公正衡平待遇、収用、資金移転、紛争解決手段等) であり、この機に改善。
- OECD投資政策レビュー (2014) において、両法統合・新投資法策定が提言。
- こうした背景のもと、外国投資法とミャンマー市民投資法を統合した「ミャンマー投資法 (Myanmar Investment Law)」を新投資法として2014年から策定作業に入る。
- 新投資法・細則整備で、外国投資環境の改善が期待される。

策定経過 新投資法に関する経緯(2)



- DICAが主管、IFC(世銀グループ)の支援により、2014年4月から改定作業開始。
- ヒアリング・起草作業、官民関係者一部を巻き込んだワークショップ等を実施。
- 2015年2月末日にドラフトがDICAウェブサイトにて公開され、4月30日までPublic Consultationを実施、広く公聴会も数回行い、画期的に開放的な策定プロセス。
- コメントを取り込み、またその後政府内審議を進めた改訂版を、2015年7月、2016年1月、5月、6月、7月と随時公開。
- 大統領府・閣議承認後、2016年9月20日迄国会へ提出。スー・チー国家最高顧問が9月訪米中に数週間以内にと発言したことも受け、審議が早まり、9月28日に下院可決・通過、10月5日に上院可決・通過、10月18日に大統領署名・成立。
- その後、投資法を動かすための投資細則策定作業に(IFC支援)。2017年1月13日、23日、2月4日と細則案が第1～3弾の順に公表、1月24日・2月13日に公聴会を実施。政府内審議等を経て、3月30日に成立、3月31日公表。
- 2月3日に外資規制通達案公表(ミャンマー語のみ)。2月22日にゾーニング通達成立。3月3日に地方権限移譲閾値通達成立。4月1日に投資促進セクター通達成立、残る必須主要通達は外資規制通達のみ。
- 4月新年度開始と共に本格運用開始。

新投資法に関する経緯(3)



新投資法案策定の履歴

版	日付	英語版	概要
第1版	2014年8月20日付	有り	公聴会数回開催
第2版	2015年2月24日付	有り	ウェブ上でパブコメ実施 公聴会開催
第3版	2015年7月29日付	無し	コメント反映
第4版	2016年1月15日付	無し	
第5版	2016年5月30日付	無し	新政権下初
第6版	2016年7月 6日付	有り	公式英語版久々策定・MJJI説明会版
最終案版	2016年9月16日公開	無し	議会提出
下院承認版	2016年9月28日付	無し	下院で修正あり
成立版	2016年10月18日付	有り	非公式英訳は同時掲載、公式英訳版が2017年1月3日公開。 仮和訳版を作成、2016年12月7日付掲載。

・全ての版をDICAウェブサイトにて累次公開。透明性の高い策定プロセス。

(仮英訳版) http://www.dica.gov.mm/sites/dica.gov.mm/files/document-files/unofficial_translation_mil_20161019-e.pdf

(仮和訳版) http://www.dica.gov.mm/sites/dica.gov.mm/files/document-files/myanmar_investment_law_no.40_2016_japanese_provisional_translation_161206.pdf

新投資法の概要(1)

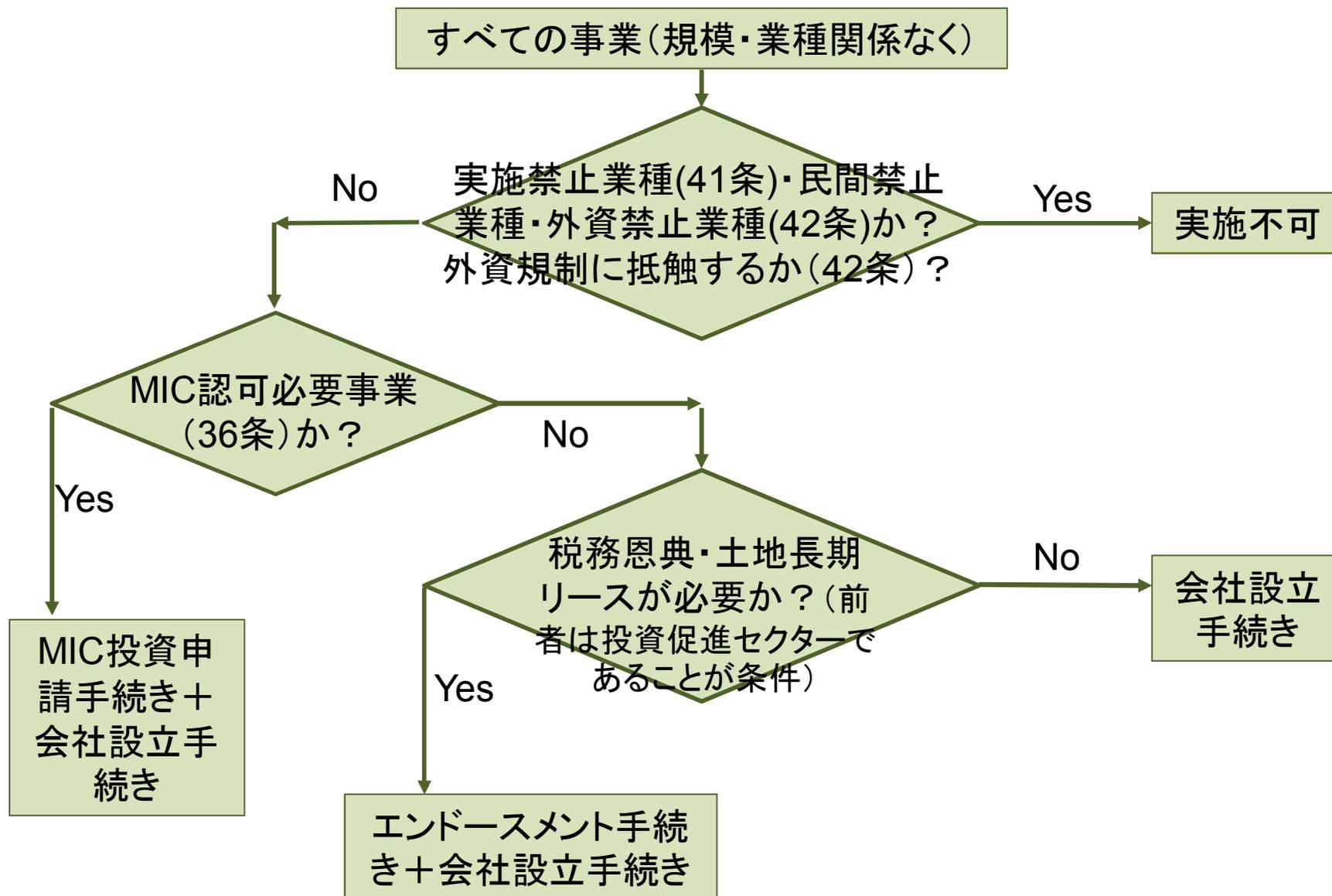


主なポイント

- 投資の原則自由化(連邦戦略事業、巨額投資、環境・地域に深刻影響、国有地・建物利用、他別途定める事業以外は原則MIC認可不要)→大きな転換。判断基準が重要。
- 税務恩典と土地長期賃借の恩恵は、別途「Endorsement」手続きにより、上記以外の投資案件でも得られる(「投資」範囲が全てに拡大、従来の会社設立のみの事業も含め)。
- 税務恩典のうち法人税免除年数は、地方毎に開発度合順に3段階区分し差をつける(ゾーン制)。また、別途定める投資促進セクターのみが対象となる。
- (MIC認可の要否に関わらず)外国投資家は海外送金が可能である旨明記。
- 投資家保護策の整備(内国民待遇・最恵国待遇・公正衡平待遇、収用、紛争解決等)
- 安全保障・経済・環境・国家利益に影響甚大の案件は国会の承認を必要とする条項が、新政権下で案文に導入。一旦消えるも下院修正で結局盛り込まれる。対象範囲要注視。
- MICおよびDICAの独立組織化が目玉の一つだったが、新政権下で後退。
- 地方(州・管区)政府に一定規模以下の案件審査について一部権限委譲。
- 環境影響評価手続き通達(2016年1月導入)とのEIA実施タイミングの兼合い、要注視。
- 旧外国投資法下における投資認可(およびその恩典)は、投資期間内継続して有効。
- (現在策定中の)細則・通達に委ねる点が多く、要注視。上記判断基準、対象業種、手続日数、従業者国民比率等。新細則制定までは、現行細則が有効。

新投資法の概要(2)

必要手続き判断フロー(簡易版)



新投資法の概要(3)

業種規制に係る主な条項(1)

MIC認可を要する事業(第36条)

- (a) ミャンマー国にとって戦略的に重要な事業/投資活動
- (b) 多額の資本集約的な投資プロジェクト(別途細則にて多額=1億ドル超と定義)
- (c) 自然環境と地域社会に大きな影響を及ぼす可能性のあるプロジェクト
- (d) 国有地/建物を利用する事業/投資活動(別途細則にて5年以下の賃借等は対象外)
- (e) MIC申請が必要と政府が別途定める事業/投資活動

➤ これらの事業以外はMIC認可を必要としない。より具体的な判断基準が細則で提示。

禁止される投資(第41条)

- (a) 危険・有毒な廃棄物をミャンマーに持ち込む(可能性のある)事業/投資活動
- (b) 栽培や品種改良のための技術、薬品、植物や動物の種類や物品等で、検査中又は未認可のものをミャンマーに持ち込む可能性のある事業/投資活動(研究開発目的除く)
- (c) ミャンマー国内の各民族の伝統的な文化や慣習に影響を与える可能性のある投資
- (d) 公衆に危害を加える可能性のある事業/投資活動
- (e) 自然環境や生態系に重大な影響を与える可能性のある事業/投資活動
- (f) 既存のいかなる法律で禁止されている物品の製造やサービスの提供を伴う投資活動

新投資法の概要(4)

業種規制に係る主な条項(2)

投資に制限がある投資活動(第42条)

- (1) 連邦政府のみが事業を許可されている投資活動(国内投資・外国投資とも禁止)
- (2) 外国投資家による実施が許されない投資活動
- (3) ミャンマー国民又はミャンマー国民が有する事業体との間の合併投資の形でのみ外国投資が認められる投資活動
- (4) 関連省庁からの承認を受けることにより許される投資活動

- 現行のMIC業種規制通達No.26/2016を継承する位置づけにある一覧表と想定される。
- MICが別途発行する通達にて業種を特定する(第43条)。2月4日に案が公表、公聴会やパブコメ等を経て、現在政府内承認手続き中、3月中に閣議決定・制定・公表が期待も4月6日時点で未発表。
- 現行通達のこの規定に記載のない各省毎の規制があることが、ミャンマーへの投資可能性を分かりにくくしている最大の要因の一つであり、新投資法が全ての投資事業を対象とする仕組みの下での当通達が網羅性・包括性のあるものとなることが強く期待される(MIC/DICAとしてもその意向)。

MICが連邦政府を通じ連邦議会に対しMIC許可についての承認を求める投資活動(第46条)

国・国民の安全、経済状況、環境、社会的利益に深刻な影響を与える可能性のある事業

- 当該条項に当てはまる投資は、大型ダム・原子力等のごく限られた事業が対象になる見込みとの説明会での回答もあるが、具体的な判断基準の明確化が求められる。

新投資法の概要(5)

税務恩典・土地長期賃借

新設「Endorsement」手続きによって得られる便益(第37-39条)

- (1) 土地の長期賃借(現行外資法同様50年+10年+10年)(最終案で建物含む旨明記)
- (2) 税務恩典(法人税免税、関税・その他内国税の減免)

- 前述第36条のMIC認可を要しない事業であっても、当手続きで(1)(2)が可能に。
- 他方、手続きの負担程度は不明確。当初は届け出程度の軽い手続きの構想。第5版で、手続き所要日数60日と記載。第6版・最終版で日数記載は削除されたが、細則案に60日と明記。MIC認可所要日数と同じで、高負担が懸念されたが、細則最終版で30日に短縮。
- 500万ドル(60億Kyat)以下の案件は、地方政府(DICA支所)に権限移譲(3/3 通達No.11/2016)。
- MIC認可と税務恩典供与を切り離れた点、および税務恩典の内容をレベル分けし国家として戦略的投資誘致の手段に使えるようにした点、従来の所謂DICAルート(会社法のみ適用進出)も含めた全ての事業(除く禁止事業)が申請対象となり得る点に、大きな意義あり。

法人税免税に係るゾーニング制度+投資促進セクター導入(第75条)

ゾーン1	開発の最も遅れた州・管区	事業開始年から7年間(現行より有利)
ゾーン2	開発度合が中程度の州・管区	事業開始年から5年間(現行同等)
ゾーン3	適度に開発の進んだ州・管区	事業開始年から3年間(現行より不利)

- ゾーン割当を定めた通達が2月28日公表。タウンシップ(T/S)単位で333T/Sをゾーン1~3に割り当て。大半は現行同様または有利に。ただし、ヤンゴン都市部はゾーン3。
- 法人税免税は別途MIC通達で定める「投資促進セクター」にのみ供与。報道等では(労働集約型)製造業、インフラ、農業、食品加工等が例示。11月公表の「投資政策」での奨励セクターが一つの目安。

新投資法の概要(6)



輸出入に関する恩典

関税および他の適用可能な国内課税に関し・・・(第77条)

- | | |
|-----|--|
| (1) | 【建設期間】 機械・設備・道具・機械部品・スペアパーツ・(国内調達不可の)建材・事業用材料につき免税 |
| (2) | 輸出指向型製造業の原材料および半製品につき免税(従来は3年間のみ→投資期間内無期限に、ただし輸出指向型製造業のみに) |
| (3) | 輸出製造品のために投入された原材料および半製品につき還付 |

雇用

雇用に関する条項の主なポイント(第51条)

- | | |
|-----|--|
| (1) | Senior Manager, Technical/Operational Expert, Advisorについては国籍を問わない(外国投資法での25%→50%→75%の条項は無くなった) |
| (2) | しかし、これらにミャンマー国民を登用できるよう、キャパビル(研修等)のプログラムをアレンジする必要あり(最近MIC審査過程でも強調されている) |
| (3) | 非熟練労働者はミャンマー国民のみ(従来どおり) |

外国投資法(2012)→新投資法(2016)の経過措置 および細則・通達制定状況



- 外国投資法(2012年第21号)は、新投資法第101条により、新投資法成立(2016年10月18日)と共に廃止。
- 細則および手続きについては、新投資法に矛盾しない限り、外国投資法に基づく細則を引き続き適用(新投資法第92条)→新投資法による細則成立まではこれを適用と解釈。
- 他方、外資法に基づく投資申請受付は2016年12月31日までとし、2017年1月1日以降は新投資法に基づく投資申請受付となる旨のMIC通達2016年第123号が11月16日発行。
- 1月以降、新投資法細則成立までは混乱するとの観測から、投資準備中案件の前倒し投資申請が12月に殺到。現在、これら多数の申請案件を旧外国投資法に基づき審査中。
- 新投資法細則および関連通達は、新投資法同様、IFCの支援により、策定作業中。
- 新投資法細則策定に関するBriefing Paperが11月23日公表、12月16日〆切でコメント募集、これに対しMJJI投資促進分科会でJCCM会員企業等の意見をとりまとめ提出。
- 2017年1月13日、23日、2月4日と細則案が第1～3弾の順に公表、1月24日・2月13日に公聴会を実施。2月3日に外資規制通達案公表(ミャンマー語のみ)。これらに対しても、同様に日本で官民一体となり意見をとりまとめ提出。細則は3月30日成立。
- 関連通達が順次成立・公表、残る主要未成立通達は外資規制通達のみ。
- 細則が出来ても、「Endorsement」手続きを始めとする具体的手続き・申請様式や、権限移譲される州・管区政府の実務体制等、さらなる多くの体制整備が必要。

新投資法細則の概要(3月30日成立)(1)



全般

- MIC認可とエンドースメントを中心とした第1弾(Tranche 1)(1/13公表)、組織形態等に関する第2弾(Tranche 2)(1/23公表)、移行措置等に関する第3弾(Tranche 3)(2/3公表)と段階的に公開された。案の段階では、法規文書の形態ではなく、まだ備考欄もある表形式。
- 公聴会・パブコメ等を行い、多数のコメントあり、政府内審議を経て、3月30日制定、同31日公表。ミャンマー語原文と英語仮訳版が同時に公表。案の段階から相当の変更あり。
- 全体で、39ページ、238条におよぶ量に(旧外国投資法細則は28ページ、180条)。重要な項目が意外と詳細に(MIC認可業種定義等)。日本が明確化を期待し提言していた項目への対応も(条項該当要否の事前ガイダンス等)。更なる詳細が必要なものもあり。

該当業種等

- 最重要点の一つ、新投資法36条規定のMIC認可が必要な投資(戦略的事業、巨額投資、環境・社会影響投資等)の詳細定義が、具体的数値と共に示されている[細則3-11条]。
- うち「**戦略的事業**」の定義はやや広範、**インフラ、技術、都市開発、資源、メディア等**が該当、一定以上の金額条件も併記。広大土地利用投資も「戦略的」に該当(次頁表参照)。
- これとは別に「**巨額投資**」の定義は**1億ドル超**と示されている[細則4条]。
- 新投資法42条既定の外資規制業種(別途通達案公表済)に関し、新会社法案で明文化されていない内資基準の35%の数値が案の段階でみられた[細則案32条コメント欄]
- JVの際はミャンマー側が最低20%と定められた[細則22条]。
- 税務恩典を得るために最低必要な投資額/雇用人数等が別途定められる[細則27条]。

新投資法細則の概要(3月30日成立)(2)



ミャンマー国にとって戦略的に重要な事業/投資活動(新投資法第36条(a))に該当する条件 (新投資法細則第3条)

- | | |
|-----|---|
| (a) | 技術(ICT・医療・バイオ等)、運輸インフラ、エネルギーインフラ、都市開発インフラ、採掘/天然資源、メディアの各セクター(かつ投資額20百万ドル超?) |
| (b) | 当局からのコンセッション等によるグラント案件(かつ投資額20百万ドル超?) |
| (c) | 国境地域・紛争影響地帯(外資は全部、内資は投資額1百万ドル超) |
| (d) | 国境をまたぐ投資(外資は全部、内資は投資額1百万ドル超) |
| (e) | 複数の州/管区をまたぐ投資 |
| (f) | 1000エーカー超の土地を占有または利用する農業関連投資 |
| (g) | 100エーカー超の土地を占有または利用する非農業関連投資 |

新投資法細則の概要(3月30日成立)(3)



新設制度(新投資法には記載が無いもの)

- <事前スクリーニング> 申請投資案件が関連条項に該当するか否かを、申請前にガイダンスを行う「Investment Screening」が新設されたことが注目。MIC申請の要否、国会承認の要否、禁止投資該当有無、外資制限該当有無、促進セクター該当有無が対象。あくまでNon-Bindingで最終的な判断とはならないが、ガイダンスを10日以内に示す。日本側から提言してきた事項が採用 [細則28-35条]。
- <通知> 外資規制業種への投資は(MIC認可が不要でも)MICまたは州/管区投資委員会への3か月以内の「通知」が必要。小会社は免除 [細則23-25条]。

MIC申請

- MIC申請の際は別途定める土地長期リースと税務恩典も同時に申請する [細則46条]。
- MIC許可必要案件を対象に、現行のPAT審査(事業評価チーム審査)が存続することにより、受付可否を15日以内に判断すること、PAT後MIC審査に上げること等も現行の仕組みを踏襲。一方、投資審査期間は(90日から)60日に短縮。承認後の認可発行を10営業日以内と明記。MICからの情報提供依頼には20営業日以内に投資家要対応 [細則47-63条]。
- MICは5百万ドル未満の投資案件の審査・認可権限を州・管区の委員会に移譲[細則案68条]とあったが、最終成立版では削除。投資認可は全てMICで行い、州・管区に移譲するのはエンドースメントに限ると理解。

新投資法細則の概要(3月30日成立)(4)



エンドースメント手続き

- エンドースメント手続きの概要が記載。MIC認可プロセスにかなり近い形。実施主体はMICまたは州・管区の委員会。却下判断日数が5日間、審査日数は30日間となり、案の段階の10日間+60日間から短縮され、投資審査(10日間+60日間)よりは簡易なものであることが明確に。承認後のエンドースメント発行を10営業日以内と明記 [細則67-79条]。
- 案の段階では、5百万ドル未満のエンドースメント申請の審査・認可権限を州・管区の委員会に移譲 [細則案87条] →ここを切り出し3/3に通達No.11/2017として先行成立。

税務恩典申請・土地利用権(長期リース)申請

- 投資申請またはエンドースメント手続きを行った(または行っている)者は、(1)税務恩典申請、(2)土地長期リース申請が出来る、として、それぞれ手続きが設けられている。税務恩典のほうは、30万ドル超の支出または資本投下が必要との条項が最終版で新設 [細則91条]。

輸入

- 投資家は、当該投資に関連する機械・原材料等の輸入を行うことが出来る(MICの特段の手続きは不要) [細則案230-231条]。新投資法で明示されず、明確化を日本側からも提言していた事項。従来以上に対象となる案件が拡大とも解釈される。他の法規制との兼ね合いが運用上では注目。

新投資法細則の概要(3月30日成立)(5)



組織

- 各省課長級が集まった事業評価チーム(PAT)によるMIC申請案件の審査体制は、従来通り残る [細則149-150条]。
- 州/管区委員会が各州/管区に新設され、州/管区首相が委員長となり、一定以下(5百万ドル)以下の案件については権限移譲される [細則151-158条]。
- ワン・ストップ・サービス・センター(OSSC)が設置され、関係省庁(DICA、商業局、税関、歳入局、畜産局、水産局、農業局、環境保全局、鉱山局、入管局、労働局、工業監視検査局、都市住宅開発局、ホテル観光局、ヤンゴン電力供給公社、他必要な部局)職員が常駐する。委員会事務局(DICA)職員が実務を行うとした案から軌道修正 [細則160-164条]。
- MICが投資家支援委員会を新設。投資家の投資実施支援、苦情処理・紛争解決の支援を行う [細則案165-169条]。2年の移行期間中に紛争処理の手続きを定める[同167条]。

移行措置

- 旧法で受けた認可は、投資認可期間終了まで有効 [細則224条]。
- 外資規制通達業種に該当する投資細則成立日時時点で既に実施していて、かつ投資認可を受けていない投資家は、2年間の移行期間のうちに、新法・新細則に即するよう対応する必要がある[細則227条]。

新投資法・外資規制通達案の概要(2月4日公表)(1)



新投資法第42条に基づく外資規制通達(案・ミャンマー語のみ)	業種数
I. 連邦政府のみが実施するものとされている投資活動	9
II. 外国投資家による実施が許されない投資活動	15
III. ミャンマー国民(が有する事業体)との合弁のみ外国投資が認められる投資活動	34
IV. 関連省庁からの承認により許される投資活動(8省): 情報省(8業種:以下同)、農業畜産灌漑省(23)、運輸通信省(56)、天然資源環境保全省(14)、電力エネルギー省(10)、工業省(4)、保健スポーツ省(13)、建設省(9)	137
合計	195



(参考)旧外国投資法に基づく外資規制通達(No. 26/2016)	業種数
I. 外国企業には投資が認められない経済活動	11
II. 外国企業がミャンマー企業との合弁によってのみ認められる経済活動	30
III. 特定の条件で認可される経済活動	
(1) 所管省の承認およびミャンマー企業との合弁により認められる経済活動	43
(2) 特定条件下でミャンマー企業との合弁でのみ認められる経済活動	21
合計	105

新投資法・外資規制通達案の概要(2月4日公表)(2)



概要

- 新投資法第42条に基づく外資規制通達(案・ミャンマー語のみ)が2月4日公表。
- 旧外国投資法に基づく現行通達(No.26/2016)を引き継ぐものと位置付けられる。
- 現行通達(105業種)に対し、規制対象業種が195業種と倍近くに増加。
- ただし、これは必ずしも規制緩和に逆行したというものではなく、従来の通達が必ずしも実際の規制を網羅しきれていなかったものを、今回はなるべく網羅することが出来た(すなわち隠れた規制がきちんと明示された)、とも解釈できる。
- 他方、具体的な規制内容(合弁比率等)の記述が減少して分かりにくくなった側面もあり。
- 当通達(ネガティブリスト)に記載されていない業種の取り扱いに関する記述がなくなったが解釈が注目される(記載されていない=外資が独資で実施可能と理解してよいか?)。

注目される主な規制変更

- 合弁かつ床面積1万平方ft(929平方m)以上であれば、外資による小売(Retail)が可能である旨、明記(ただしミニマーケット、コンビニは外国企業未開放)。
- 卸売事業は記載無し。外資に開放とMIC事務局長が公聴会にて明言。
- 銀行・保険・金融事業は、関係省庁・機関の規制による、と別書きで注釈がついている。
- アパートとコンドミニアムは合弁での外資参入を認めるとしているが、ホテル、サービスアパート、商業施設等が規制から外れており、取扱い要確認。

新投資法・ゾーニング通達の概要(2月22日制定)



概要

- 新投資法に基づく「開発ゾーン指定にかかるMIC通達」(Notification No.10/2017: Designation of Development Zone) (以下「ゾーニング通達」)が、2017年2月22日付にて制定され、所定の手続きを経て、2月28日にミャンマー語版が、3月1日に非公式英訳版(JICA支援)がDICAウェブサイトにて公表。
- ゾーン制は、新政権の方針(均衡の取れた開発)、投資政策(2016年11月公表)(開発の遅れた地域への投資の奨励)での理念に基づき、地方への投資を奨励する方策の根幹として新規導入。最も開発が進んでいない区域をゾーン1(法人所得税免税7年)、適度に開発が進んだ区域をゾーン2(同5年)及び十分に開発が進んだ区域をゾーン3(同3年)と指定する通達を発行するとした新投資法第75条(a)に基づき発行されたもの。

ポイント

- 15州/管区(含NPT)の333タウンシップ(T/S)が、別表のとおりゾーン1~3に割り当て。
- 注目のヤンゴンは、一般的な想定どおり、都心部を始め大部分がゾーン3。他方で、新規開発が注目の南部の全9T/S、および北部の3T/Sがゾーン2に指定されたことに着目。
- ゾーン3はヤンゴンの大半とマンダレーの半数のみが該当。それ以外は、今までと同等以上の法人税免税期間が付与される。
- 遅れた地域をより優遇という基本理念に沿いつつも、一部では戦略的に活用する向きも見られる(例:マンダレー管区・大規模工業団地の開発が進むミョータ地域)。

州/管区別・ゾーン別 タウンシップ数分布(新投資法・ゾーニング通達)



	州／管区	ゾーン1 (7年)	ゾーン2 (5年)	ゾーン3 (3年)	計
1	カチン州	14	4		18
2	カヤー州	7			7
3	カイン州	7			7
4	チン州	9			9
5	ザガイン管区	34	3		37
6	タニンダーリ管区	4	7		11
7	バゴ管区	5	23		28
8	マグウェ管区	13	12		25
9	マンダレー管区	2	13	14	29
10	モン州	2	8		10
11	ラカイン州	17			17
12	ヤンゴン管区		13	32	45
13	シャン州	41	14		55
14	エーヤワディ管区	10	17		27
15	ネピドー		8		8
	計	165	122	46	333

新投資法・地方権限移譲閾値通達の概要(3月3日制定)

概要

- 新投資法に基づく「州・管区投資委員会がエンドースメントを発行できる投資事業の投資額に関する決定にかかるMIC通達」(Notification No.11/2017: Decision of the investment capital amount for the investment business for which State and Regional Investment Committees can issue endorsement)が、2017年3月3日付にて制定され、所定の手続きを経て、3月8日にミャンマー語版がDICAウェブサイトにて公表(英語版は未公表)
- 500万USDまたは60億チャットまでのエンドースメント事業については、州/管区投資委員会(新投資法に基づき今後各州/管区に設立予定)により承認出来ることを定めたもの。
- もともと細則案にこの条項は入っていたが、細則案から切り離して、この部分のみ新たな通達としたもの。細則案の最終化の議論の過程で、為替レートの変動等も考慮し、この閾値金額をより柔軟に変更可能とすることが狙いとみられる(細則より通達のほうが改訂の自由度が高い)。

投資促進セクター通達の概要(4月1日制定)



概要(速報)

- 新投資法に基づく「投資促進セクターの分類にかかるMIC通達」(Notification No.13/2017: Classification of Promoted Sector)が、2017年4月1日付にて制定され、即日DICAウェブサイトにて公表(ミャンマー語版、英語版共に)。仮英訳案をJICA当方活動にて提供。
- 「投資政策」で打ち出された優先8類型をベースに、かなり細分化した分類に。
- 20セクター・192業種を網羅。産業コードを付す試みがなされた。
- 当リストに入っている業種への投資事業には、法人税免税措置が与えられる。

	投資促進セクター	業種数		投資促進セクター	業種数
A	農業・農業関連サービス業	30	K	航空機のメンテ	1
B	植林・森林保全・他森林関連	4	L	供給・運輸サービス(物流関連等)	12
C	畜産・水産・関連サービス業	10	M	発電・送電・配電	1
D	製造業(煙草・ビール等以外)	92	N	再生可能エネルギー	2
E	工業団地開発	1	O	通信ビジネス	3
F	新都市地域開発	1	P	教育サービス	7
G	都市開発(給水・ゴミ・住宅・交通)	5	Q	保健サービス	5
H	道路・橋梁・鉄道建設	4	R	情報技術サービス	2
I	港湾・河川港・ドライポート建設	1	S	ホテル・観光	3
J	空港の管理・運営・メンテ	1	T	科学研究開発ビジネス	7

新投資法関連の細則・通達の整理(2016.10-2017.04)



種別	通称	状況
法律(Law)	ミャンマー投資法(成立済)	10/18成立済
細則(Rules)	ミャンマー投資細則(成立済)	2/3迄に3回に分け案公表、公聴会・パブコメ実施、3/30成立、3/31公表済
通達(告示) (Notification)	ゾーニング通達(成立済)	2/22成立、2/28公表済
同	外資規制通達(ネガティブリスト)(案)	2/4に案公表(緬語のみ)、3月成立見込も遅れ
同	投資促進セクター通達(成立済)	4/1成立、4/1公表済
同	地方権限移譲閾値通達(成立済)	3/3成立、3/8公表済

注:通達の最初の3点は、新投資法にて別途通達を策定することが定められているもの

事業評価チーム(PAT)会議(MIC実務レベル審査)の様子

- 通常毎週月曜朝、1日数件(外資・内資合わせ)、1件1時間平均
- 投資家チーム数名が出席し、簡単に説明、その後質疑応答、緬語優勢も英語も可
- 関係省庁レギュラーメンバー: 建設省、電力エネルギー省、工業省、税関、IRD、労働省、商業省、環境省の課長級。加えて、管轄省庁/地方政府が案件業種により出席。
- MIC/DICA側は、MIC事務局長/DICA局長が議長。通常は、MIC副事務局長を筆頭に、DICA副局長3名、DICA各課課長が出席。
- 新投資法・細則下でもPAT会議は存続予定。



写真: DICA website (2016) (www.dica.gov.mm)、本間加工

会社法改定に関する動向(1)



背景

- 現行会社法(Myanmar Companies Act)は1914年施行で100年超が経過。現代の企業活動、国内外動向、国際潮流等を踏まえ「近代化」が必要。また現場での実務も踏まえ、制度・手続きを一貫化・明確化する。手続きの電子化も視野。

改定作業経過

- DICAが主管、ADB(アジア開発銀行)の支援(実務は委託先のBaker & McKenzie法律事務所)により、2014年8月から改定作業が開始。ヒアリング・起草作業、官民関係者一部を巻き込んだワークショップ等を実施。
- 2014年12月からドラフトが章毎に順次DICAウェブサイトにて公開され、2015年3月29日までPublic Consultationを実施、広く公聴会も数回行い、コメントを取り込んだ改訂版が「Myanmar Companies Law」として2015年6月に公開、以降、更なる改訂版が2015年12月、2016年6月、11月(第5版)に公開。
- 2017年1月5日に政府原案が閣議決定され、1月6日に国会提出。1月30日開会の通常国会での審議を当初予定(予算・国家計画等優先案件次第)。現在、国会内の法案委員会の段階。2016年度中(2017年3月)までの成立が目標であったが、今国会での成立は困難、次回国会(6月)で審議見込、成立目標は年内ということに(3/18 MICセミナー)。出典: DICA (2016, 2015), ADB (2016, 2014), 本間 (2017) 他 66

会社法改定に関する動向(2)



改定の主なポイント(全体構成)

- 会社形態、会社設立、取締役等ガバナンス、DICA役割等に修正・再編を加え、現行法規287条を再編し、184ページ、477条にのぼる大部に。
- 8部32章の構成
 - 第1部 導入(定義等)
 - 第2部 定款、会社設立、会社権限
 - 第3部 株式、会社の資本
 - 第4部 管理・組織・ガバナンス、証券公募、担保供与、会社財務管理
 - 第5部 清算
 - 第6部 登記機関(DICA)、書類登記、検査権限・手数料、会社登録抹消
 - 第7部 法的手続き、違反事項、規則・移行規定
 - 第8部 雑則

会社法案・英訳版はDICAウェブサイトに掲載されています。

http://www.dica.gov.mm/sites/dica.gov.mm/files/document-files/mcl_english_version_mpf_comments_oct_2016_clean.pdf

会社法改定に関する動向(3)



改定の主なポイント(外資企業定義)

- 外資企業の定義： 現在は1株でも外国人・外国企業が所有していれば外国企業との扱い。これを所管大臣が定める別途規定の割合 (prescribed ownership amount: 現時点では35%超) の所有で外国企業となるとしている。
- この割合以下だと内国企業扱いとなり、その恩恵(土地長期賃借、Trading事業の実施、等)を受けられる(10月10日新会社法案説明会)。ただし、今後紆余曲折する可能性も。なお、土地長期賃借については新投資法のEndorsement手続きで別途対応可能に。
- 35%の数値は、パブコメを行った2014年12月～2015年3月に公開された版の備考欄に記載。その後、法案文書としての体裁整備に伴い、備考欄は落とされ、法案文中には記載無しも、現時点でもこの数値が生きているとされている。
- 「直接的または間接的に所有または支配する」→運用はどのようになるか。
- 投資法のForeign Investor (ミャンマー国民でない者)との定義の整合性に留意。
- 「海外法人(Overseas Corporation)」の概念の導入： ミャンマー連邦外で設立された事業体。
- 「海外法人」がミャンマーで事業を行うためには登記が必要。30日超継続する取引は「事業」とみなされる(比較的短期プロジェクト業務の登記の必要性が懸念される)。

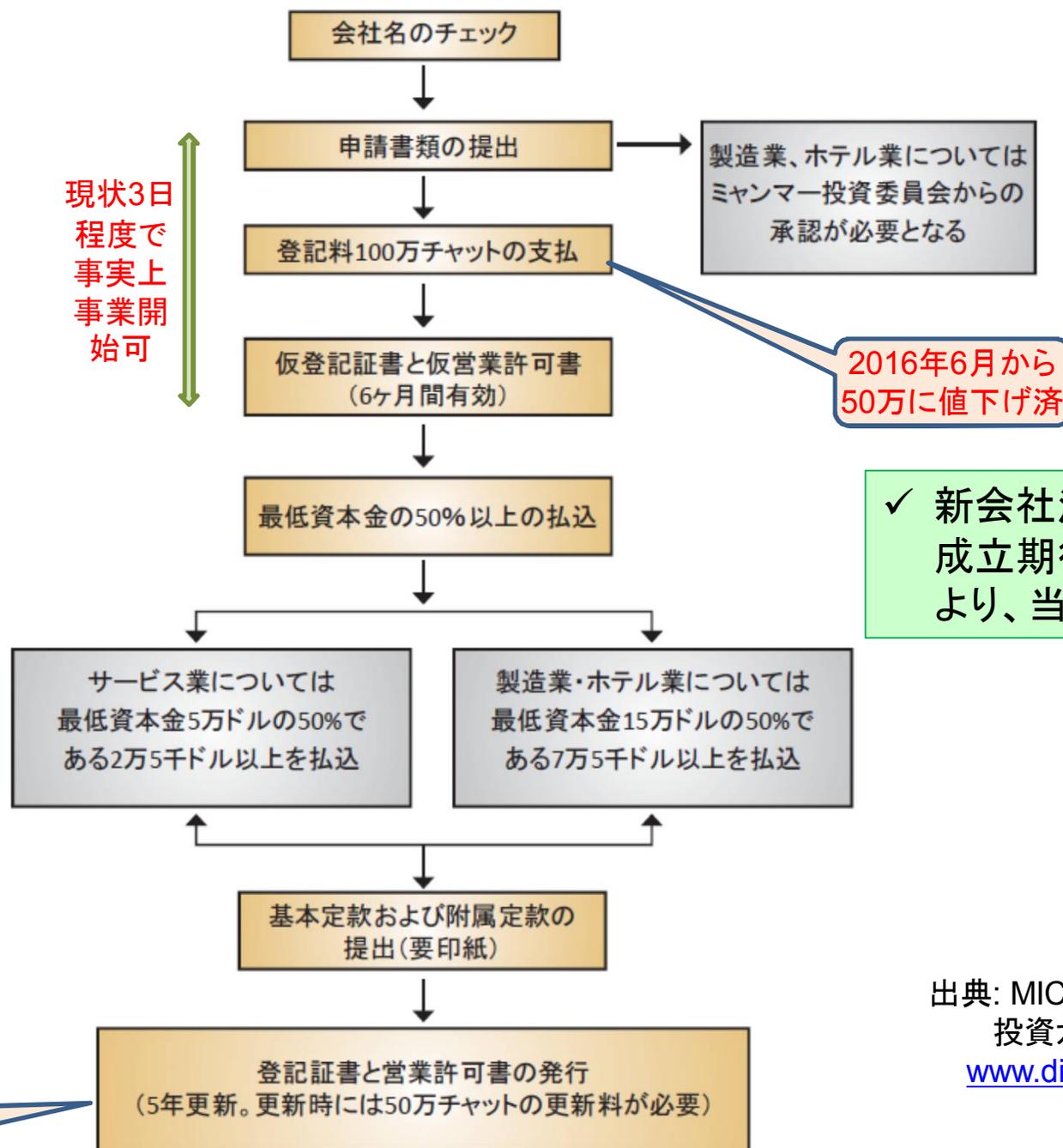
会社法改定に関する動向(4)

改定の主なポイント(会社の形態、株式等)

- 1人株主会社が可能に。現在は2名(社)以上必要。
- 1人取締役会社も可能に。他方、取締役のうち1名は居住者(年間183日以上滞在とのDICA見解)であることが必要に。ただし、パブコメ版における、取締役のうち1名はミャンマー人でなければならない、という条項よりは緩和。
- 「authorised officer」(権限を与えられた居住者)を導入、実質的には上記の居住取締役が行うと解される。
- 定款が「Memorandum of Association & Article of Association (MoA/AoA)」から「Constitution」に一本化。会社の事業目的が必要的記載事項でなくなる。
- 株式に関する変更(種類株の発行可、額面の廃止、授権資本の廃止)。
- 従来不明確だった現物出資の規定が登場、合理的な価値を取締役会で決議。
- 従来不明確だった子会社および持ち株会社の設立が可能に。
- 外資・内資間での株式譲渡が自由に。
- 「Permit to trade」(営業許可)は廃止に。
- 小会社(30名未満、年収5千万Kyat未満)は監査報告書、年次総会等を免除。
- 既存会社は、新会社法のもと登記されているとみなす移行規定。ただし、1年以内に新会社法による再登記を必要とする可能性。



会社設立手続きの概要



出典: MIC/DICA (2015)「ミャンマー投資ガイド」(DICAウェブサイト www.dica.gov.mm で参照可能)

近年の輸出入・販売等に関する規制緩和の主な動向

- 2015年3月 外国企業による自動車の輸入・販売に関する商業省通達。合弁・新車・左ハンドル、ショールーム等の条件のもと、部分的に外国企業も可能に。
- 2015年5月 ティラワSEZ管理委員会の通達により、同SEZにおける事業について、一定の条件のもと、部分的に外国企業も輸入・販売が可能に。
- 2015年11月 4品目(肥料、種子、殺虫剤、医療機器)に関して、合弁を条件に、外国企業に輸入・販売を認める商業省通達公表。
- 2016年3月末 MIC外資規制業種通達の改訂版(No.26/2016)が公表(英語版は6月8日公表)、一部業種(種子、ゴム等)の合弁要件の撤廃
- 2016年7月 建築資材に関して、合弁を条件に、外国企業に輸入・販売を認める商業省通達(No.56/2016)公表。
- 2016年12月 上記の建築資材・医療機器の対象となる具体的品目を示した商業省通達(No.85/2016)公表。
- 2017年2月 公表された新外資規制通達(案)で、929m²以上の小売が合弁条件に可と明記、卸売業も外資に開放と解釈。

(注)MIC通達(2014/No.49)により、小売業・卸売業等いわゆるTradingが外国投資規制業種から外れたが、これはTradingが外資に解禁になったことを意味するものではなく、元々外国投資法細則にて、Tradingの規制は同法対象外であることを明確にしたもの(実態としては商業省が規制)。→新投資法の細則案・外資規制通達案ではこの点大幅に変更となる見込み。



JICA投資振興アドバイザー活動概要



◆日系企業の皆様への情報提供



ミャンジャポ誌連載DICA's EYE→



日緬共同イニシアティブ投資促進分科会・DICA新投資法案説明会



投資ガイド日本語版



←JICA投資セミナー(東京)

◆DICAの支援(体制作り/長期外国投資促進計画(FDIPP)能力強化、投資促進活動)



DICA-ERIA能力強化セミナー



マレーシア投資開発庁での研修
ベトナムへの地方投資行政視察団→



FDIPP PPP省庁間連携会合



■ JICA専門家(ミャンマー投資振興アドバイザー)活動背景・位置づけ

- 計画財務省(MOPF: Ministry of Planning and Finance)傘下の投資企業管理局(DICA(ダイカ): Directorate of Investment and Company Administration)における投資振興アドバイザー
- DICAにおける初の長期専門家派遣受入れ
- 世界唯一かつ初のJICA・JETRO同時期・同場所に派遣／連携分担協力体制
- 2011年急展開民主化、経済改革・開放路線の旗手としての外国投資積極誘致
- JICAとして最大級・全方位フル稼働支援のミャンマー
- 入口は長期外国投資促進計画(FDIPP)支援



■ JICA専門家活動の柱

- 派遣期間: 2014年3月～2017年3月
- 活動拠点: 当初首都ネピドー→DICAの移転により商都ヤンゴンに引越
- 活動の柱1:【戦略・政策】長期外国投資促進戦略・計画の実行の推進支援
- 活動の柱2:【キャパビル】外国投資家に対するDICAサービス提供能力向上支援
- 活動の柱3:【投資促進活動】DICAによる各種投資促進活動の推進支援

(柱1) 【戦略・政策】長期外国投資促進戦略・計画の実行の推進支援

- **長期外国投資促進計画(FDIPP: Long-term FDI Promotion Plan)策定・実施支援**
 - 国家総合開発計画(NCDP)に関連し2013～2014年にJICAが原案策定支援
 - 内外で解説講演(DICA内、ドナー会合等)
 - 2015年 地方別FDI長期目標設定支援
 - FDIPPに基づく第1号省庁間タスクフォースとしてPPP T/Fが2015年9月立上げ、10数回の検討会、2か国視察等を支援
 - 2016年 新政権新体制下で再び日本/JICAに更新版FDIPP策定要請受け準備中
- **法制度整備への助言、投資家への解説・情報提供、翻訳作成・提供(2014年～)**
 - **新投資法**: 外資法と内資法の統合、IFCが支援、自由化・投資家保護等を目的に策定、2016.10.18成立、細則・外資規制通達策定中。4月以降実質運用開始。
 - **新会社法**: 1914年制定、近代化・実態適合化等を目的にADBが支援、政府案確定、国会審議準備中、早期成立期待。DICA内ワークショップ等企画。
- **日緬共同イニシアティブ(日緬官民定期協議)、特に投資促進分科会活動を支援、説明会開催:新投資法案(7月)・新会社法案(10月)。与党経済委で小職講演。**





JICA専門家(投資振興アドバイザー)活動概要



(柱2)【キャパビル】外国投資家に対するDICAサービス提供能力向上支援

□マレーシア投資促進スタディツアー(2015年)

- DICA中心に関連省庁含め15名をマレーシアに引率、マレーシア投資庁(MIDA)を中心に関連省庁も含めた経験・運営・実務を研修(1月)。
- 同時にマレーシア投資家向けセミナーをマレーシアで開催。準備過程もキャパビルの機会。
- フィードバックセミナー、帰国後経験共有(5月)



□ベトナム投資促進スタディツアー(2016年)

- 地方投資行政体制、地方投資誘致を学びに、DICA局長・全8支所長、3地方政府官房長他20名を引率、活動的な地方政府を訪問。セミナーも実施(8月)。



□投資促進キャパビルワークショップ

- 東アジア・アセアン経済研究センター(ERIA)との共催、講師として参画(2014年9月)

□DICA内新規採用者115名への研修講師

- FDIPP・投資促進協力(2015年10月)

□ウェブサイトや投資統計の集計・提供方法等への継続的助言





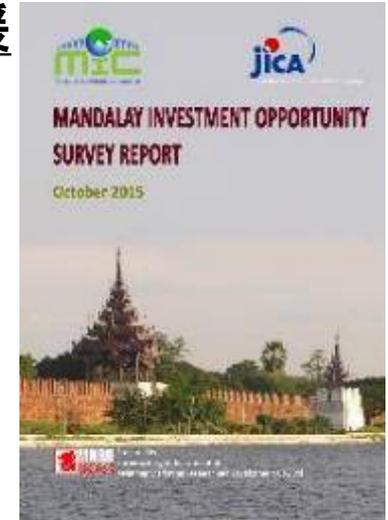
JICA専門家(投資振興アドバイザー)活動概要



(柱3) 【投資促進活動】DICAによる各種投資促進活動の推進支援

□マンダレー投資機会調査・マンダレー投資フェア(2015年)

- マンダレー開発の重要性、地方投資促進の必要性、強い要望
- 投資機会調査:投資ビジネスチャンスを発掘。報告書公表 →
- マンダレー投資フェア(9/30~10/1):マンダレーで大臣・管区首相等列席、海外投資家等、想定以上の400名超出席、セミナー、展示会、ビジネスマッチング、工業団地等視察ツアーを実施。
- ステークホルダー会合(8/28):地元オーナーシップを発揚。



□事業実施コスト調査(2016年9月~2017年1月⇒後頁)

- 初の試み、2017年1月にローンチング、報告書発表。



調査項目:土地、人材、手続、物流、輸出入、インフラ、サービス等

←50名参加の関係機関会合 @DICA(9/16)

...そして第2弾、
シヤン州投資フェア
Shan State Investment Fair

2017年2月10-11日
開催@タウンジー
シヤン州投資機会調査実施中
⇒詳細は後ページ





JICA専門家(投資振興アドバイザー)活動概要



(柱3) 【投資促進活動】特に日系企業向け

□ ジャパン・デスク

- DICAが局長室すぐそばの好位置に設置(ヤンゴン移転後の2014年8月)
- JETROアドバイザーと同室で協力しながら、日系企業や支援機関・企業からの、投資手続き・動向等に関する相談・情報提供依頼対応、手続き進捗フォロー等
- 来訪者週5-15件程度、メール・電話問合せ多数

□ ミャンマーにおける日系企業向けセミナー・勉強会等での講演(毎月数件平均、週5件のときも)

□ 日本におけるセミナー(計12都市、延べ15回)

□ 来訪者等向け日本語資料作成・提供: 投資ガイド(GIZと連携)、パワポ資料、法規資料、統計資料

□ 取材対応(大手新聞等継続的取材、共同通信(NNA)等にインタビュー記事、2万部発行の現地邦字誌で隔月連載コラムDICA's EYE・既に12回掲載)



DICA's EYE

第1回 急増する投資とDICA

外国投資が急増し経済発展に貢献するミャンマー。昨年度(2014年4月～2015年3月)のミャンマー投資委員会(MIC)認可外国投資受入額は約80.1億ドルと、その前年度の倍増、前々年度の6倍増にも達しました。こうした投資を政府で担当する部局がDICA(Directorate of Investment and Company Administration: 投資企業管理局)です。DICAの読み方を時々聞かれますが「ダイカ」と読みます。国家計画経済開発省内の部局で、設立は1993年にさかのぼります。その名のとおり、投資と企業の管理を所掌しています。MIC(Myanmar Investment Commission)の事務局として、投資事業の審査、事業実施支援、投資家向け情報提供、関係省庁との調整、投資関連法規の草案作成、域内・国際経済協力への参画等を行うと共に、会社の登録・管理を行っています。

DICAは昨年7月にネビドーからヤンゴンに移転してきました。投資審査の会合や手続き等のためにネビドーまで出かける必要がなくなり、便利になったとの声をお聞きしています。

このコラムでは、DICAに国際協力機構(JICA)からアドバイザーとして派遣されている本間徹(写真左)と、日本貿易振興機構(JETRO)から派遣されている田原隆秀アドバイザーが交互に、投資に関するお役立ち情報をお届けしていきます。

執筆者プロフィール: 本間 徹 (ほんま・とける) ミャンマー国家計画経済開発省・投資企業管理局(DICA)・JICA投資振興アドバイザー、英国マンチェスター大学・産業戦略貿易政策修士課程修了。インドネシア工業省JICA専門家、OECD金融企業局投資課(フランス)等を経て、現職。





マンダレー投資フェア／マンダレー投資機会調査



←セミナー

マンダレー
投資機会
調査
報告書→



- ▶背景： 国家総合開発計画（NCDP） 2-Polar戦略の一環としての当国第二の都市マンダレー経済開発の重要性、地方投資促進の必要性
- ▶**マンダレー投資フェア**（2015年9月30日～10月1日）：マンダレーで大臣・管区首相等列席、海外投資家等400名出席、セミナー、展示会、ビジネスマッチング、視察ツアーを盛況に実施。MIC・JICA・マンダレー管区商工会議所共催、マンダレー管区政府・JETRO後援。
- ▶**投資機会調査**（2015年7月～10月）：マンダレーの投資ビジネスチャンスを発掘、ステークホルダー会合等で地元オーナーシップを発揚。



大臣・管区首相が展示会を視察



ミョータ工業団地現地視察



ビジネスマッチングイベント

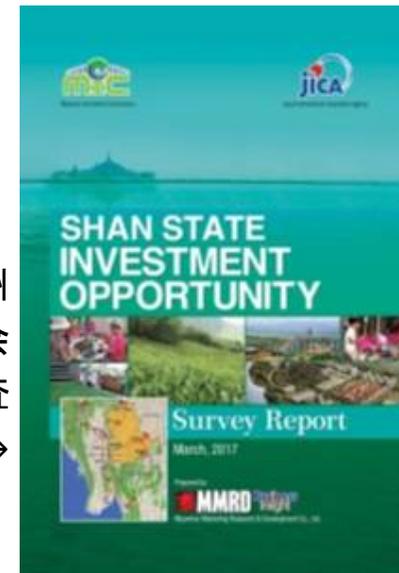


シヤン州投資フェア／シヤン州投資機会調査



←開会式

シヤン州
投資機会
調査
報告書→



- ▶背景： 当国の23%の面積を占める最大州、高原など多様な地形・気候を生かして(投資政策でも優先の)農業関連および観光に優位性、新政権下ますます高まる地方投資促進の必要性
- ▶シヤン州投資フェア(2017年2月10日～11日)：州都タウンジーで計画財務大臣・州首相等列席、海外投資家等450名出席(計画250名に対し)、セミナー、展示会、ビジネスマッチング、視察ツアーを盛況に実施。MIC・JICA・シヤン州政府共催、南部シヤン州商工会議所・JETRO後援。DICA運営体制確立。
- ▶シヤン州投資機会調査(2016年11月～2017年2月)：ステークホルダー会合等で地元オーナーシップを発揚しつつ、シヤン州の投資に関する基本情報をまとめ。3月下旬報告書完成・ウェブ公開済。



計画財務大臣・州首相が展示会を視察



シヤン州投資セミナー



ビジネスマッチングイベント



ミャンマー事業実施コスト調査

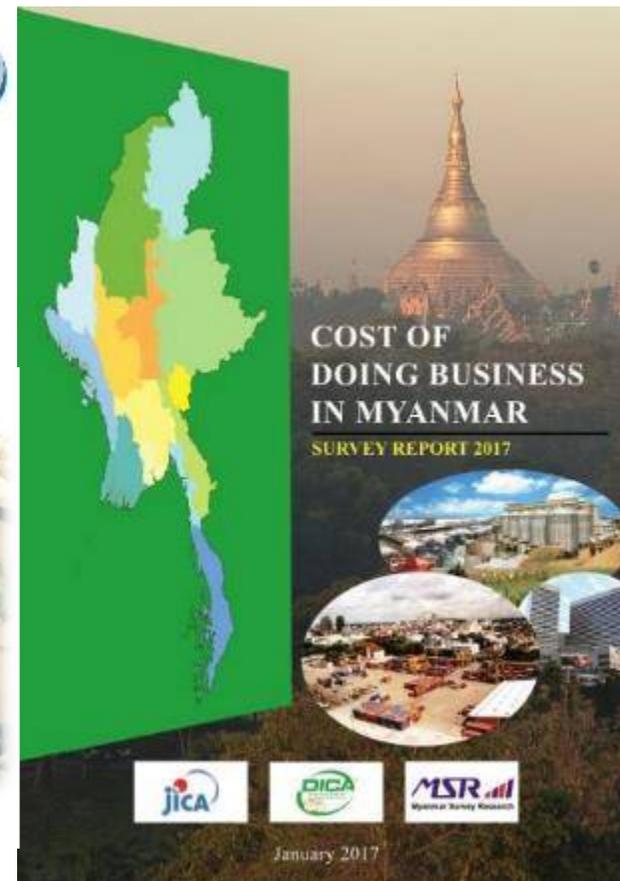
Myanmar Doing Business Cost Survey



- ✓ 外国企業が事業を実施するのに必要なコスト情報を、DICAが近隣国同様に提供したいとの発意でJICA協力下、実施。
- ✓ 2016年9月～12月に調査、2017年1月19日にローンチングセミナー@ヤンゴンにて報告書発表 (www.dica.gov.mm)。
- ✓ 好評で協力の申出と更新版期待の声多数、DICA実施体制確立。
150名参加の報告書
発表セミナー(1/19)→



←50名参加の関係機関
関会合@DICA(9/16)



主な調査コスト項目(約200頁)

- ✓ 土地・建物(工業用地、商業用地、オフィス賃貸、住居賃貸、建設コスト等)
- ✓ 人材(賃金・手当・社会保障、技能者・エンジニア・管理職、研修・訓練等)
- ✓ 投資申請・会社設立・各種ライセンス、税務(法人・商業・源泉徴収・印紙等)
- ✓ 輸出入(税関/関税、乙仲、原産地証明、輸出入ライセンス、書類作成等)
- ✓ 物流(海外輸送:海運・空運、国境輸送:陸運、国内輸送:道路・鉄道、倉庫等)
- ✓ インフラ・ユーティリティ(電気、上水、下水、廃棄物処理、燃料、発電機、電話等)
- ✓ ビジネスサービス(銀行・融資・送金、法務・会計、環境・設計、翻訳・通訳等)

調査地域

ヤンゴン
(+ティラワ
・バゴ)

マンダレー
タウンジー
ダウエー



長期外国投資促進計画(FDIPP)

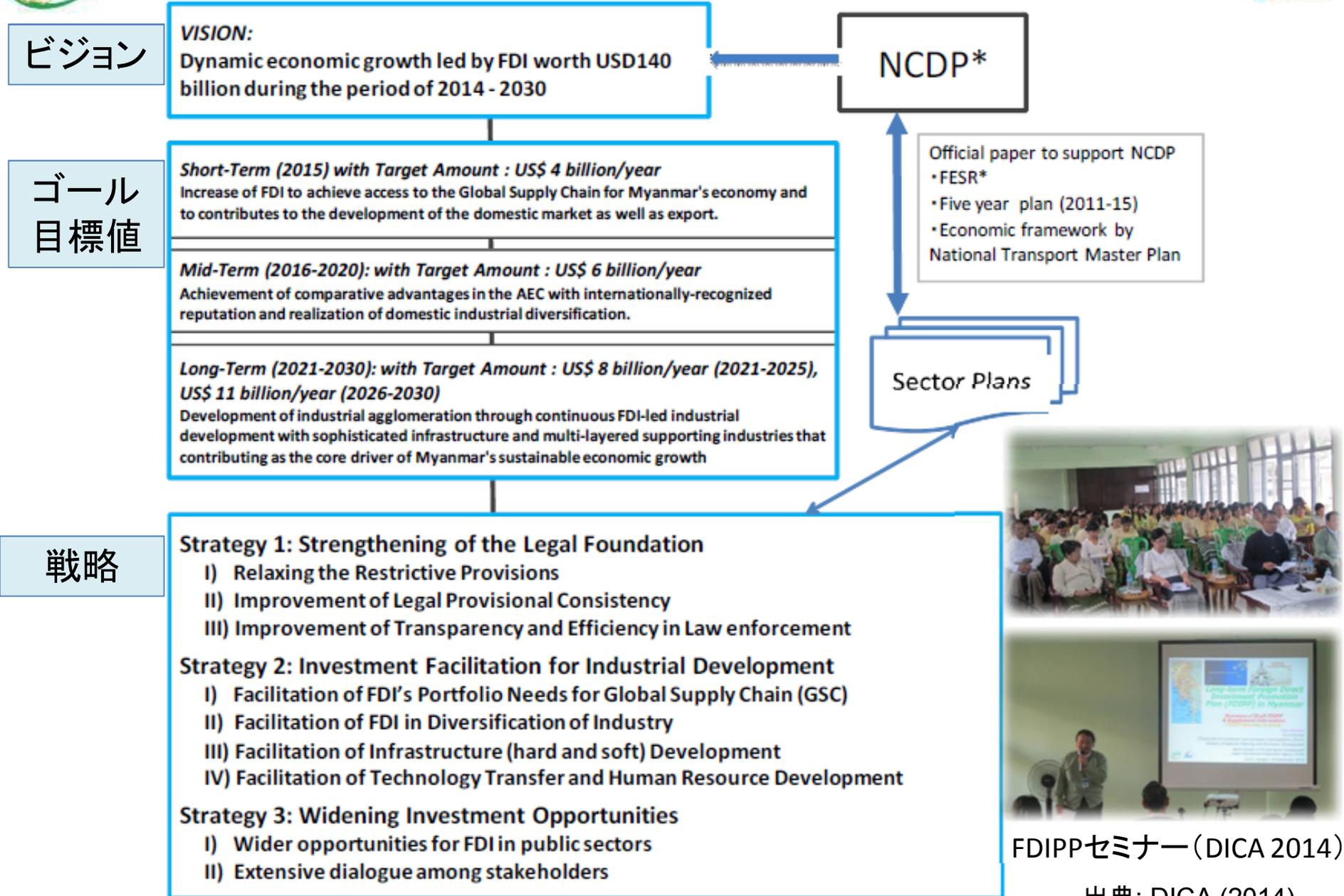


Long-term Foreign Direct Investment Promotion Plan

- FDIPPの目的は、外国直接投資(FDI)の促進に関して、包括的な政策方向性をミャンマーとして初めてとりまとめること…
- そして、目標達成への道のりを示し、ミャンマーの更なる発展とグローバル経済への統合に貢献すること。
- FDIPPの狙いは、FDI促進についてのビジョン・ゴール・戦略を系統立てて策定し、国家総合開発計画(NCDP: National Comprehensive Development Plan、策定中)へのインプットとすること。
- FDIPP案は、実地調査、インタビュー、文献調査、関係者の意見聴取のためのワークショップ等を経て、2014年にDICAが作成(JICA支援)。
- FDIPPは5カ年計画にも反映。FDIPPの実施促進をJICAが支援中。その一環として、FDIPPのアクションプランに基づき、第1弾の省庁横断タスクフォースとして、2015年9月にPPP T/Fが組成、JICA支援で活動中。
- 新政権下、情勢変化等も反映して、更新を予定。その一環で、日緬共同イニシアティブ投資促進分科会にて緬側依頼で議論、日本側コメントとりまとめ。2016年10月以降、JICA支援で本格的に改訂作業を実施中。



FDIPPの概略



* NCDP: National Comprehensive Development Plan, FESR: Framework for Economic and Social Reform

ビジョン

2014 – 2030年の累計額1,400億米ドル相当のFDIの牽引による
ダイナミックな経済成長の実現

ゴール (FDI目標額)

短期
(2015)

40億米ドル/年

FDI増加によるグローバルサプライチェーンへの参画及び、国内市場の育成と輸出促進の実現

中期
(2016-2020)

60億米ドル/年

世界市場における評価とともにAEC内での比較優位の確保、国内産業の多角化の実現

長期

(2021-2030)

80億米ドル/年

(2021-2025)

110億米ドル/年

(2026-2030)

FDI主導の継続的産業開発を通じた、高度インフラの整備と多層な裾野産業を伴う産業集積の発展によって、ミャンマーの持続的経済成長に貢献



FDIPP PPP タスクフォース



1st PPP T/F Meeting (Sep 2015)

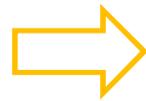
- ✓ 2015年9月にFDIPP最初の省庁横断T/Fとして発足、DICA局長が議長、JICAが支援
- ✓ 計画財務省、運輸通信省、電力エネルギー省、建設省、保健省、環境省、法務長官府、監査長官府等課長級13名が参画
- ✓ 2015年度中に7回会合、3か国視察訪問(比、尼、星)



PPP Analytical Paper (Mar 2016)



Visit to the Philippines (Feb 2016)



2016/17
活動



Visit to Indonesia (Mar 2016)

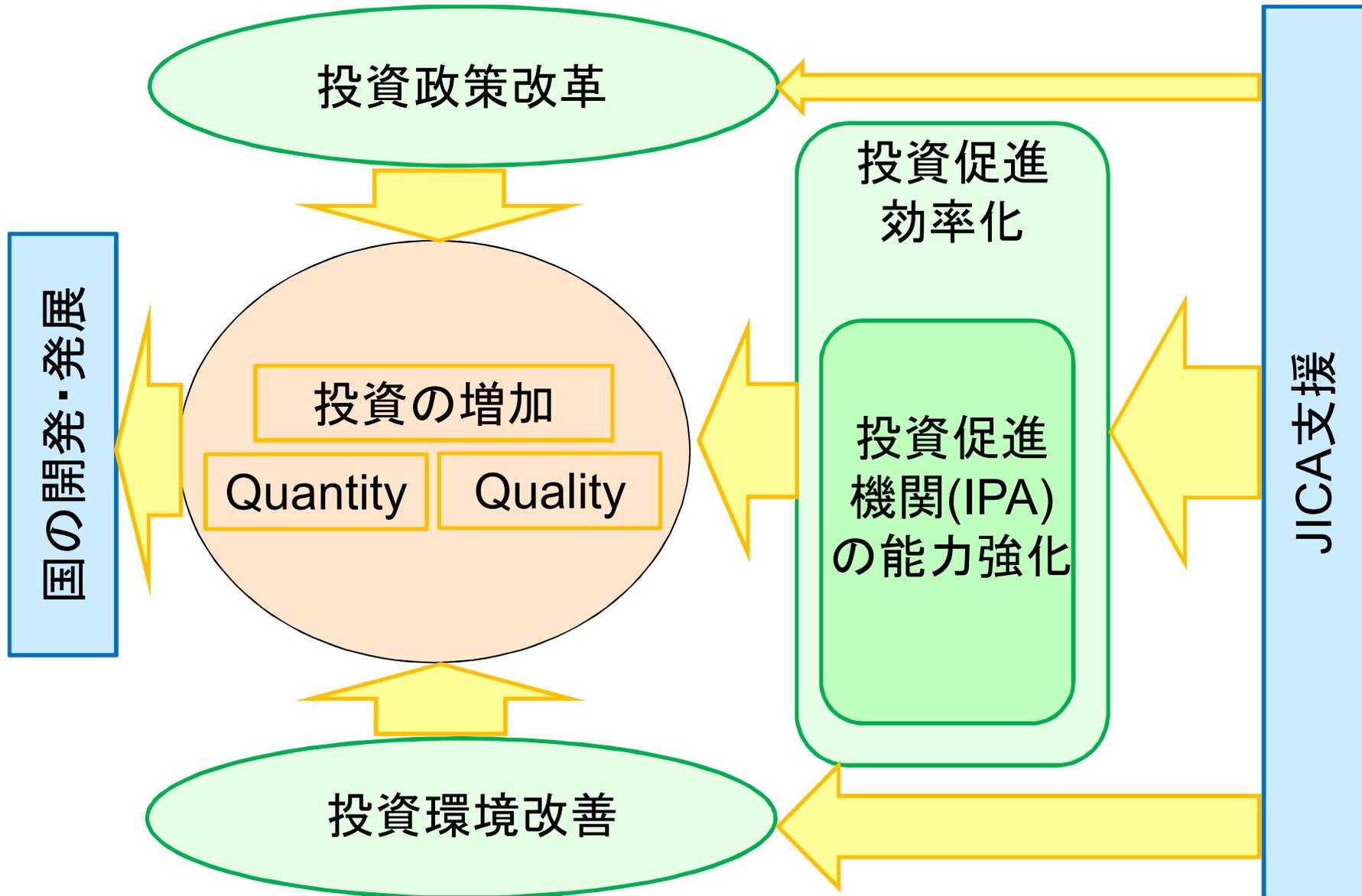


Handover ceremony (Apr 2016)

PPP T/F 分科会活動
 Sub Group 1) 法務側面 (調査)
 SG2) 財政管理
 SG3) 統合インフラ計画
 SG4) パイロット分野ケースレビュー

FDIPPの下、PPP T/Fを参考に、PPP以外の他分野でもT/F立上げを検討、並行してFDIPP改訂作業支援

JICAの投資促進支援アプローチ

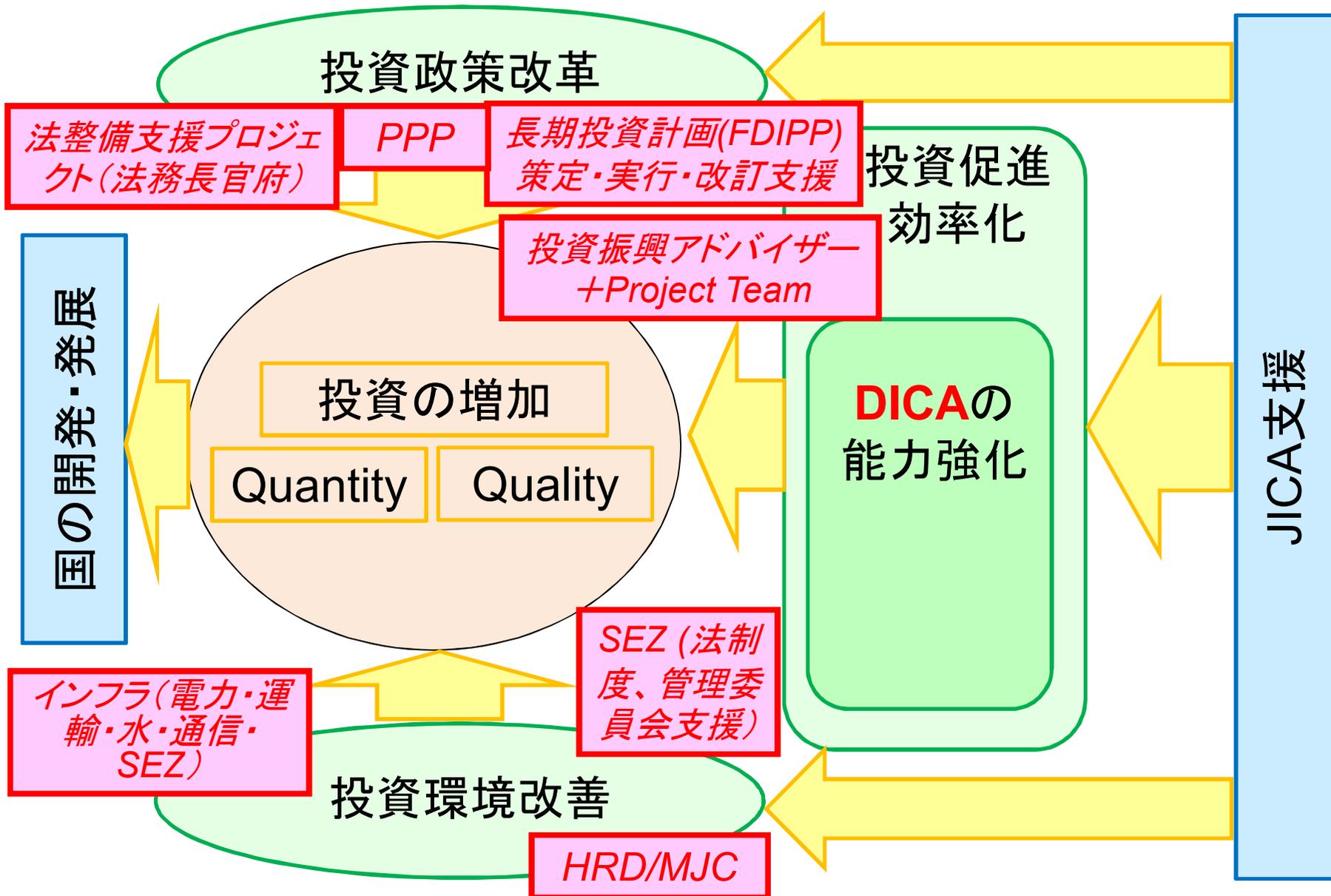


Source: Homma (2013)



JICAの投資促進支援アプローチ

ミャンマーでは？

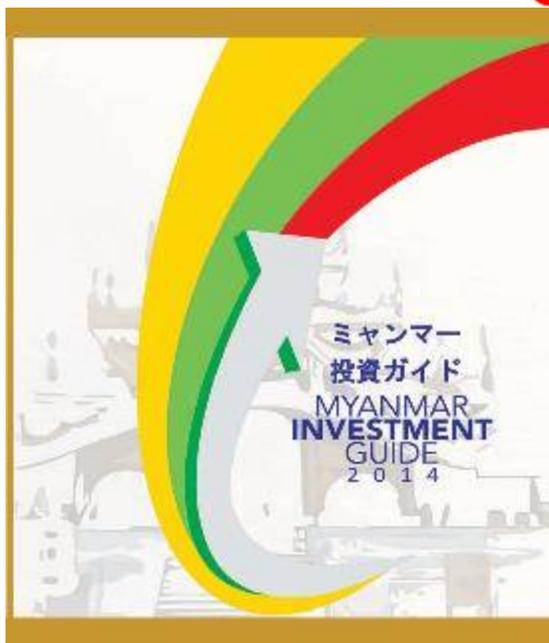


Source: Homma (2016)



ご清聴ありがとうございました。

ကျေးဇူးတင်ပါတယ်။



DICA ジャパンデスク
をぜひご活用下さい。

住所： DICA, Building No.(1), Thit Sar Road, Yankin Township, Yangon (セドナホテル近く)

← MIC/DICA 公式ミャンマー
投資ガイド 日本語版
ジャパンデスクおよびDICA
ウェブサイトにて、入手できます。



本間 徹(ほんま とおる)

www.dica.gov.mm

www.jica.go.jp

Homma.Toru@jica.go.jp

前ミャンマー計画財務省・投資企業管理局(DICA) JICA投資振興アドバイザー
現在 国際協力機構(JICA) 国際協力専門員(民間セクター開発:投資・貿易・産業振興)

慶應義塾大学工学部管理工学科卒業後、清水建設株式会社勤務(新規事業企画・関係会社設立支援・経営管理)、青年海外協力隊(ザンビア/市場調査)、JICA鉱工業開発協力部、JICAインドネシア工業省専門家(裾野産業育成プロジェクト)、英国マンチェスター大修士課程(産業戦略・貿易政策)、JICAインドネシア事務所(貿易・投資・産業振興)、OECD金融企業局投資課(在フランス)プロジェクト・マネージャー/投資政策アナリスト、JICAアフリカ地域貿易投資アドバイザー(在ケニア)、JICA国際協力専門員(民間セクター開発:投資・貿易・産業振興)を経て、2014年3月~2017年3月ミャンマー計画財務省・投資企業管理局(DICA)にJICA投資振興アドバイザーとして在任(当初ネピドー赴任、同年7月よりDICA移転に伴いヤンゴン赴任)。2017年3月末より再びJICA国際協力専門員としてJICA本部(東京・麹町)勤務。海外在住6か国16年、訪問102か国。

注:本資料に掲載された情報を利用することで生じたいかなるトラブル、損失、損害に対しても、JICAは一切責任を負いません。また、予告なしの情報更新によって生じたいかなるトラブル、損失、損害に対しても、JICAは一切責任を負いません。